

令和 7 年度
新発田市水防計画



新発田市

目 次

第 1	総則	
1	目的	1
2	水防用語	1
第 2	水防事務の処理	
1	水防計画の作成及び変更	3
2	大規模氾濫減災協議会(法第 15 条の 10)	3
第 3	水防本部の設置・組織及び分掌事務	
1	水防本部の設置	4
2	水防本部の組織及び分掌事務	4
第 4	水防本部の非常配備	
1	水防本部開設前の措置	1 1
2	水防本部の非常体制	1 1
第 5	重要水防箇所調べ及び水防区の設定	
1	県重要水防箇所評定基準	1 3
2	重要水防箇所	1 6
3	水防区域の設定	1 9
第 6	水防巡視、水防信号及び連絡系統	
1	水防巡視	2 1
2	水防信号	2 2
3	気象状況等連絡系統	2 3
第 7	水位到達情報の通知	
1	水位到達情報の通知を行う河川	2 5
2	水位情報周知の範囲	2 5
3	関係機関及び一般への周知	2 5
4	その他の情報発信及び情報収集	2 6
第 8	水防警報計画	
1	水防警報を行う河川	2 8
2	水防警報の対象とする水位観測所	2 8
3	水防警報の段階と範囲	2 8
4	水防警報の通知と伝達系統	2 8
第 9	水防活動	
1	水防管理団体の非常配備	2 9
2	出動の通報	2 9

3	水防作業	2 9
4	緊急交通	3 0
5	警戒区域の指定	3 0
6	避難立退き	3 0
7	決壊の通報及びその後の措置	3 1
8	水防配備の解除	3 1
第 1 0	津波に対する水防活動	
1	水防管理団体の非常配備	3 2
2	水防警報を行う河川及び水防警報発表者	3 2
3	水防警報の段階と範囲	3 3
第 1 1	費用負担と公用負担	
1	費用負担	3 4
2	公用負担	3 4
第 1 2	洪水時におけるダム及び潮止堰の操作並びに指示	
1	加治川治水ダム	3 6
2	内の倉ダム	3 7
3	潮止堰	3 8
4	ダム操作の指示	3 8
第 1 3	水防機関の協力、応援等	
1	河川管理者の協力及び援助	3 9
2	水防機関の協力等	3 9
3	企業、団体等の連携	4 0
第 1 4	水防報告	
1	水防概況報告	4 1
2	水防活動実施報告	4 1
第 1 5	水防施設及び輸送	
1	水防倉庫及び水防資器材	4 3
2	輸送の確保	4 3
第 1 6	訓練及び啓発	
1	水防訓練	4 4
2	洪水・内水・津波ハザードマップ	4 4
3	要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画作成等	4 4

資 料

1	気象注意報・警報等の種類及び発表基準（抜粋）	4 5
2	加治川水防警報文	5 7
3	水防警報文（津波）	5 8
4	水防（巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況）報告	6 0
5	水防活動報告書	6 2
6	水防活動実施報告書	6 3
7	水防関係機関連絡先	6 4
8	管内水防関係器材調書	6 5

第 1 総則

1 目的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という）第 4 条の規定に基づき、新潟県知事から指定された指定水防管理団体たる新発田市が同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、新発田市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を想定し、新発田市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被災を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 水防用語

主な水防用語は次のとおりである。定義は、巻末の水防法を参照のこと。

(1) 水防管理団体

新発田市をいう。（法第 2 条 2 項）

(2) 水防管理者

新発田市長をいう。（法第 2 条 3 項）

(3) 消防機関の長

本計画では新発田地域広域事務組合消防本部消防長をいう。（法第 2 条第 5 項）

(4) 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。本計画では新発田市消防団をいう。

(5) 水防警報

国土交通大臣又は新潟県知事が洪水等のより国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川等について、同機関が洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第 2 条 8 項、法第 16 条）

(6) 水位周知河川

国土交通大臣又は新潟県知事が、洪水予報河川*以外の河川で相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。本計画では加治川をいう。（法第 13 条）

※流域面積が大きく国民経済上重大又は相当な損害があるものとして指定した河川（阿賀野川、信濃川、荒川等）

(7) 水位到達情報

水位周知河川である加治川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(8) 水防団待機水位（通報水位）

県知事が定める水位で、水防管理団体等の水防機関が水防体制に入る水位をいう。（法第 12 条 1 項に規定される通報水位）

(9) 氾濫注意水位（警戒水位）

県知事が定める水位で、水防団の出動の目安になる水位をいう。（法第 12 条 2 項に規定される警戒水位）

(10) 避難判断水位

高齢者等避難発令の目安となる水位であり、市民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(11) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

避難指示等の発令判断の目安となる水位をいう。（法第 13 条第 1 項及び 2 項に規定される洪水特別警戒水位）

(12) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(13) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川、水位周知河川及び洪水の発生による災害を警戒すべき河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川（加治川）において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は新潟県知事が指定した地域をいう。（法第 14 条）

第 2 水防事務の処理

1 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画の検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、新発田市防災会議に諮るとともに、変更後、速やかに新潟県知事に届け出るものとする。

2 大規模氾濫減災協議会（法第 15 条の 10）

当市が参画する「加治川・胎内川周辺地域における減災対策協議会」や「阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」において取りまとめられた“地域の取組方針”について、本水防計画へ反映するなどして、取組を推進する。

第3 水防本部の設置・組織及び分掌事務

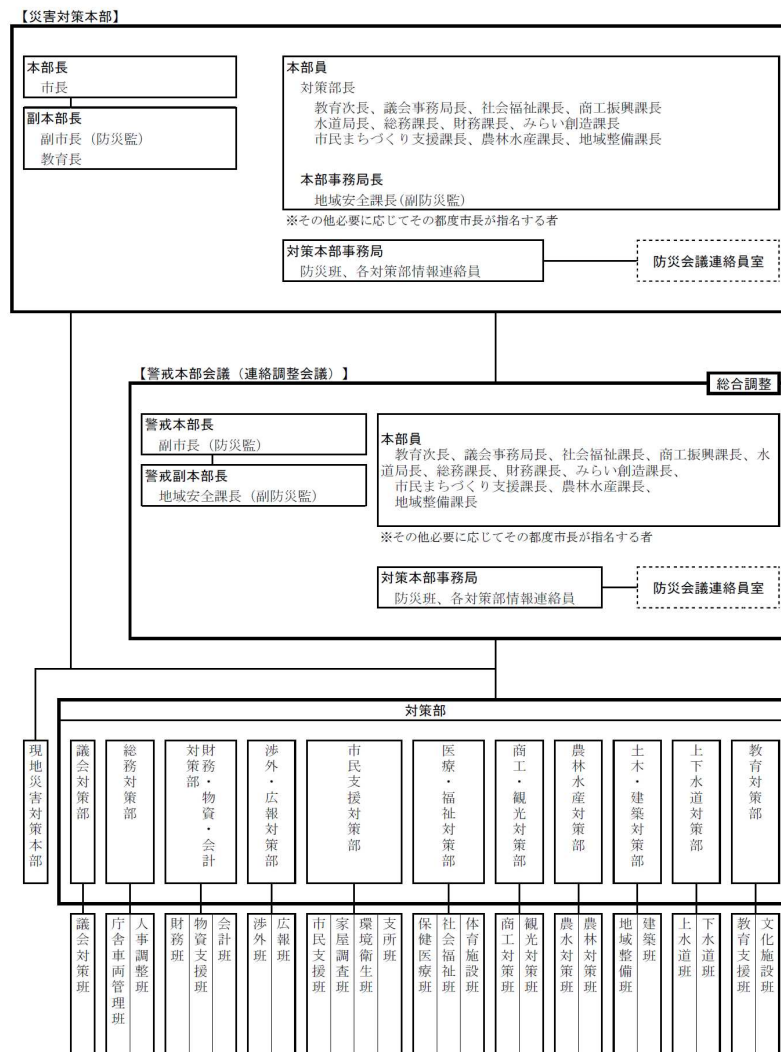
1 水防本部の設置

- (1) 水防管理者は、水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波等のおそれがあると認められるときから洪水、津波等のおそれがなくなったと認められるときまで、市に水防本部を設置し水防事務を処理するものとする。
- (2) 前号の水防本部は、新発田市地域防災計画に定める新発田市災害対策本部が設置されたときに統合されるものとする。
- (3) 水防本部の事務局は、新発田市役所地域安全課におくものとする。

2 水防本部の組織及び分掌事務

- (1) 水防本部の組織は次のとおりとする。
※「災害対策」とあるものは、「水防」と読み替えるものとする。

新発田市水防本部組織図



※各班において、別表（第8条、第9条、第10条関係）の分掌事務の業務を行う。

(2) 水防本部の設置基準及び分掌事務は次のとおりとする。

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
水防本部事務局 事務局長 地域安全課長 （副防災監） 事務局次長 地域安全課長補佐（防 災班長兼務）	防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関すること 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関すること 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関すること 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※（注１）緊急時に消防団員が避難所開設にあたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関すること 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめに関すること 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関すること	同左

現地水防本部の設置基準

現地本部長	現地本部員
本部員のうちから本部長が指名する	本部連絡員及び対策部員のうちから本部長が指名する

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

対策部・班等の分掌事務

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
議会対策部 部長 議会事務局長 副部長・情報連絡員 議会事務局次長	議会対策班 議会事務局 班長 庶務調査係長	1 市議会議員の安否確認・連絡調整に関すること	
総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長（庁舎車両管理班長兼務） 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘書係 車両係 法制執務室 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局（総務課兼務） 選挙管理室	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関すること 7 緊急通行車両の確認手続事務に関すること 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関すること	左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に関すること 12 災害情報関連システムの調整に関すること
	人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 職員の配備体制及び人員の調整に関すること 2 職員及びその家族の安否確認並びに被害状況の把握に関すること 3 本部員等の保健衛生に関すること 4 他自治体等への職員の派遣要請及び受入れに関すること	
	財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長（会計班長兼務） 情報連絡員 財務課長補佐	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること
	物資支援班 ○契約検査課 検査・技術管理室 監査委員事務局	1 食糧、物資等に関する集約及び対応に関すること 2 応援協定及び災害救援協定に基づく県、他市町村及び民間企業等からの食糧・物資の調達に関すること 3 物資調達業者及び工事関係業者の指導及び連絡等に関すること 4 支援物資の受入窓口の開設及び受付等に関すること	同左
	会計班 ○会計課	1 義援金の受付、受入窓口等に関すること 2 災害見舞金の受入れ、管理等に関すること 3 勤務時間外における災害発生時等の市役所代表電話の交換に関すること	左記に加え 4 義援金の配分委員会設置、配分額等に関すること

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
渉外・広報対策部 部長 みらい創造課長 副部長 UJIターツ支援専門官 情報連絡員 みらい創造課長補佐	渉外班 みらい創造課 企画政策係・行革推進係 班長 企画政策係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 被災地の視察、慰問、激励等の調整に関すること 4 被災地の視察者等の接遇に関すること 5 国、県等への要望の総括に関すること	左記に加え 6 災害に係る陳情、請願等に関すること
	広報班 みらい創造課 広報広聴係・ライフデザイン係 班長 広報広聴係長	1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、災害情報等の伝達・広報に関すること 2 市ホームページ等の情報伝達媒体を活用した各種情報提供に関すること 3 災害情報等の放送要請に関すること 4 報道機関への災害情報の発表及び災害情報の収集に関すること	左記に加え 5 災害記録（写真・映像）に関すること 6 災害復興記録等の作成に関すること
市民支援対策部 部長 市民まちづくり支援課長 副部長 税務課長 情報連絡員 人権啓発課長補佐	市民支援班 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 ○市民生活課 人権啓発課	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 市民の安否確認及び問合せに関すること 4 外国人に対する支援に関すること 5 被災外国人との連絡調整に関すること 6 自治会・町内会長等への連絡調整に関すること 7 人権擁護に関すること 8 交通関係機関の被害状況及び連絡調整に関すること 9 埋火葬の総括に関すること	左記に加え 10 被災者等の市民相談の総括に関すること
	家屋調査班 ○税務課	1 家屋及び土地の現地被害調査及び被害認定に関すること	左記に加え 2 建物被害調査に関すること 3 被災者台帳作成事務に関すること 4 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行事務に関すること 5 税金の災害減免に関すること
	環境衛生班 ○環境衛生課	1 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関すること 2 応急仮設トイレの設置に関すること 3 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関すること 4 死亡した獣畜等の除去に関すること 5 廃棄物の収集・運搬及び処理・処分に 関すること 6 ごみの臨時ステーションの選定に関する こと 7 ごみ及びし尿の収集状況の把握に 関すること 8 防疫薬剤の確保、保管及び配布等に 関すること 9 ペット等被災動物に関すること 10 消毒の実施に関すること	同左
	支所班 ○豊浦支所 ○紫雲寺支所 ○加治川支所	1 支所区域内の情報収集、伝達及び連絡調整に関すること 2 支所区域内の被害状況、応急対策状況等の取りまとめに関すること 3 支所区域内に所在する避難所の開設及び運営への協力に関すること 4 支所区域内の自治会、町内会会長等への連絡調整の協力に関すること	左記に加え 6 支所区域の被災者の相談に関する こと

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
医療・福祉対策部 部長 社会福祉課長 副部長 健康推進課長（健康医療 班長兼務） 情報連絡員 健康推進課長補佐 社会福祉課長補佐 スポーツ推進課長補佐	保健医療班 ○健康推進課	1 救護班の編成及び救護所の設置に関すること 2 医療資器材等の調達に関すること 3 医療関係団体等の連絡調整に関すること 4 感染症発生予防及び発生時の対策に関すること 5 臨時予防接種の実施に関すること 6 避難所の衛生指導に関すること 7 健康調査、健康診断及び助産に関すること 8 避難所の栄養管理指導に関すること 9 こころのケア対策の総括に関すること 10 職員の保健衛生及び健康の保持に関すること	同左
	社会福祉班 保険年金課 ○高齢福祉課 健康長寿アクティブ交流センター こども課 こども家庭センター こども発達相談室 社会福祉課 ふれあい福祉センター 新発田駅前複合施設 避難所担当職員	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 要配慮者対策等の総括に関すること 4 避難所運営の総括に関すること 5 福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること 6 避難所担当職員に関すること 7 避難住民の誘導及び収容に関すること 8 避難者名簿の作成に関すること 9 社会福祉施設等の被害状況の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること 10 社会福祉団体との連絡調整に関すること 11 遺体の安置及び移送に関すること 12 災害ボランティア活動の支援の総括に関すること 13 災害ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 14 県・市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること 15 園児(幼稚園、保育園、ひまわり学園等)の避難・誘導に関すること 16 園児及び職員の被災状況及び保育への影響状況調査に関すること 17 保育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関すること	左記に加え 18 災害弔慰金、災害障害見舞金及び被災者生活再建支援金の支給に関すること 19 災害援護資金、生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金の貸付等に関すること 20 生業資金の貸付けに関すること 21 応急仮設住宅入居者選定に関すること
	体育施設班 ○スポーツ推進課	1 社会体育施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること 2 社会体育施設の使用に関すること 3 避難所の開設及び運営への協力に関すること	同左
商工・観光対策部 部長 商工振興課長 副部長 観光振興課長（観光対策 班長兼務） 情報連絡員 観光振興課長補佐	商工対策班 ○商工振興課 班長 商工振興課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 商工業関係の被害調査、報告等に関すること 4 商工業関係団体との連絡調整に関すること	5 商工業者に対する災害融資関連事業に関すること
	観光対策班 ○観光振興課	1 観光施設の被害状況の把握に関すること 2 観光関係団体との連絡調整に関すること 3 観光滞在者の対応に関すること	左記に加え 4 観光施設の風評被害対策に関すること

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
農林水産対策部 部長 農林水産課長 副部長 農業委員会事務局長（農 林対策班長兼務） 情報連絡員 農業委員会事務局次長	農水対策班 ○農林水産課（里山保全係除 く） 班長 農林水産課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整 に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況 の取りまとめに関する事 3 農業、水産業施設等の被害状況及び 応急対策の取りまとめに関する事 4 農業、水産業及び港湾関係団体との 連絡調整に関する事 5 家畜伝染病の防疫に関する事	左記に加え 6 農業、水産業者に対 する災害融資関連事務 に関する事 7 農・水産物の風評被害 対策に関する事
	農林対策班 農林水産課里山保全係 ○農業委員会事務局	1 林業施設等の被害状況及び応急対 策の取りまとめに関する事 2 貯木及び流木の災害対策に関する 事 3 林業関係団体との連絡調整に関す る事	左記に加え 4 林業者に対する災害 融資関連事務に関する 事 5 林産物の風評被害対 策に関する事
土木・建築対策部 部長 地域整備課長 副部長 維持管理課長 情報連絡員 地域整備課長補佐	地域整備班 地域整備課 維持管理課 ○財産管理課	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整 に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況 の取りまとめに関する事 3 道路、公園及び河川の被害状況の把 握並びに応急対策に関する事 4 路上障害物の排除及び道路交通の 確保に関する事 5 排水機場の運転及び機能確保に関 する事 6 緊急車両の運行経路及び避難経路 の確保に関する事 7 除排雪に関する事 8 災害復旧に関する資機材の調達及 び輸送に関する事 9 風水害等の予防、警戒及び防御に関 する事 10 市有地の使用に関する事 11 漁港施設の被害状況の把握及び連 絡調整に関する事 12 農地及び農業用施設の被害状況の 把握、応急対策等に関する事 13 農地のたん水排除に関する事	左記に加え 14 応急仮設住宅用地の 確保に関する事
	建築班 ○建築課	1 建築物及び宅地等の応急危険度判 定に関する事 2 被災建築物及び宅地等に係る二次 災害防止指導及び監督等に関する事 と	左記に加え 3 市有施設の応急修繕 に関する事 4 応急仮設住宅の 建設に関する事 5 災害復興住宅資金等 の融資相談に関する事 と 6 住宅相談の実施に関 する事
上下水道対策部 部長 水道局長（水道局業務課 長） 副部長 水道局浄水課長（上水道 班長兼務） 情報連絡員 下水道課長補佐	上水道班 水道局業務課 ○水道局浄水課 副班長 水道局業務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整 に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況 の取りまとめに関する事 3 水道施設の被害状況及び応急対策 状況の取りまとめに関する事 4 水道水の応急給水に関する事 5 水道施設の機能・安全確保に関す る事 6 上水道情報の広報に関する事 7 給水応援の受入れに関する事 8 災害関係費用に関する事 9 資材、燃料等の確保・調達に関する 事	同左
	下水道班 ○下水道課	1 下水道施設の被害状況及び応急対 策状況の取りまとめに関する事 2 下水道施設の機能・安全確保に関す る事 3 下水道情報の広報に関する事	同左

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
教育対策部 部長 教育次長（教育総務課長） 副部長 教育総務課長 生涯学習課長 情報連絡員 教育総務課長補佐	教育支援班 教育総務課 ○学校教育課 共同調理場各施設 副班長 教育総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 避難所の開設及び運営への協力に関すること 4 教育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関すること 5 児童生徒の被害情報の収集及び応急対策に関すること 6 児童生徒のこころのケア対策に関すること 7 学校教職員の災害時出動体制の指導に関すること 8 学校への指示、伝達等に関すること 9 給食調理施設の使用に関すること	左記に加え 10 応急教育の指導に関すること
	文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター	1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること 2 文化財の被害状況等の把握に関すること 3 生涯学習施設の使用に関すること 4 避難所の開設及び運営への協力に関すること	同左

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

全対策部共通分掌事務

1 対策部間の協力・応援に関すること 2 所管施設利用者の安全確保に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急対策、応急復旧等に関すること 4 災害対策本部事務局への報告に関すること (1)災害対策活動状況 (2)職員の活動状況 (3)その他必要な事項 5 各対策部情報連絡員は災害対策本部事務局に参集すること 6 地域防災計画に基づいた災害時行動マニュアルの作成及び災害対策本部事務局への提出に関すること（平常時）
--

第4 水防本部の非常配備

1 水防本部開設前の措置

- (1) 副防災監は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部設置前に次の事項について措置するものとする。
- ①予警報、情報の収集及び連絡調整
 - ②人員配備の指示
 - ③関係対策部との連絡調整
- (2) 休日又は勤務時間外において、予警報又は異状な情報を受理した当直員は、通報連絡系統に基づき、直ちに副防災監に通報して指示を受け、関係対策班長に通報するものとする。
- (3) 副防災監は、前項の指示及び通報した内容について、直ちに市民支援対策部長に報告しなければならない。

2 水防本部の非常体制

水防本部は、水防体制を迅速に組織するため、次のとおり配備体制を備えるものとする。

配備種別		配 備 基 準	配 備 体 制
警戒本部	警戒配備体制	1 気象警報が発表された場合 2 台風情報が発表され影響が予想される場合 3 河川管理者から水防警報が発表された場合 4 気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合 5 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合 6 その他防災監が必要と認める場合	1 副防災監 2 地域安全課職員 3 維持管理課職員
	第1次配備体制	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合 4 その他防災監が必要と認める場合	上記警戒配備体制に加え 1 防災監 2 対策部長 3 対策部副部長 4 課長 ※上記以外の職員は待機。ただし、対策部長が必要と判断した場合は当該対策部員も登庁
	第2次配備体制	1 河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合 2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合 3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され、影響が予想される場合 4 その他市長が必要と認める場合	上記第1次配備体制に加え 各課長補佐以上（副参事含む） ※上記以外の職員は待機
対策本部	第3次配備体制	1 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超え、流域の降雨状況や雨量予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2 台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生が予測される場合、又は発生し、全市的な対応が必要な場合 3 その他市長が必要と認める場合	全職員

地震・津波発生時の配備基準表

配備 種別	配 備 基 準	配 備 体 制
警戒 配備 体制	1 震度3の地震が発生した場合 2 その他防災監が必要と認める場合	1 副防災監 2 地域安全課職員
警戒 本部 配備 体制	1 震度4の地震が発生した場合 2 津波注意報が発表された場合 3 その他防災監が必要と認める場合	上記警戒配備体制に加え 1 防災監 2 各課長補佐以上（副参事含む） ※上記以外の職員は待機。ただし、対策 部長が必要と判断した場合は当該対策 部員も登庁
災害 対策 本部 配備 体制	1 震度5弱以上の地震が発生した場合 2 津波警報又は大津波警報が発表された場合 3 その他市長が必要と認める場合	全職員

第5 重要水防箇所調べ及び水防区の設定

1 県重要水防箇所評定基準

(1) 河川関係

種別	区分	重 要 度		要注意区間
		重点区間	度	
越 水 (溢 水)	A 区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 体 漏 水		計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水		堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工 事 施 工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 破 堤 跡 旧川跡				新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間				陸間が設置されている箇所。

(2) 海岸関係

種別 \ 区分	水防上最も重要な区間 A	次に重要な区間 B	やや危険な区間 C
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区。	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する区域。	堤防高は計画堤防高であるが注意を要する区域。
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるものまたはその恐れが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して措置が講じられた実績があるもの。	漏水、法崩等の不安が考えられる箇所。
水衝箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの。	護岸が不完全と考えられるもの。	護岸が完全と考えられるが注意を要する区域。
洗掘	堤脚又は護岸の根固が洗掘しているもの。 消波等が破損して危険が予想される場合。	堤脚前面が洗掘の危険がある場合。	汀線が安定して洗掘の恐れがないと考えられるが注意を要する区域。
堤体の強度	施工してから年数がたち全体的に破損し又過去に大きな破損の実績のあるもの。	施工してから年数がたち堤体に破損があるもの。またはその恐れが十分あるもの。	近年施工したものであるが注意を要する区域。

2 重要水防箇所

(1) 河川関係

水系 番号	水系名	河川 番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予 想 される 危 険	対策水防工法
				箇所番号	都市	町村	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
34	阿賀野川	6	中田川	5-1	新発田		小舟町 東新町	越水		右 900	右 4,700		越水	積み土のう工
				5-2						左 900	左 4,700			
		10	福島潟					(小計)		(2) 1,800	(2) 9,400			
				8	新発田		鳥穴 天王	越水	右 1,000	右 3,350		越水	積み土のう工	
				9	新発田		天王 中ノ通	越水			右 950	越水	積み土のう工	
								(小計)	(1) 1,000	(1) 3,350	(1) 950			
		12	松岡川	11	新発田		乗廻	越水			右 650	越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	
				12	新発田		中ノ目新田 下中ノ目	水衡・洗堀			右 2,700 左 2,700	欠壊	積み土のう工	
								(小計)			(4) 6,700			
		13	太田川	13-1	新発田		佐々木 北糞口	堤体漏水	右 2,300	右 2,300	右 2,700	漏水 欠壊	月の輪工 シート張り工	
				13-2							左 5,000			
											右 1,900 左 1,860	欠壊	シート張り工	
								(小計)	(1) 2,300	(1) 2,300	(4) 11,460			
		14	芋卸江川	15	新発田		動木橋 浦新田	越水			右 1,220 左 1,220	越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	
				16	新発田		浦新田 大崎	越水			右 2,160 左 2,160	越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	
								(小計)			(4) 6,760			
		15	荒川川	17	阿賀野 新発田		中ノ通	越水			右 1,000 左 1,000	越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工	
				18	新発田		月岡 荒川	越水			右 2,800 左 2,800	越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工	
								(小計)			(4) 7,600			
		16	小島川	19	新発田		月岡	越水			右 1,000	越水 欠壊	積み土のう工	
								(小計)			(1) 1,000			
二級河川														
16	落堀川	2	十文字川	43	新発田	(雲雲寺) (加治川)	長者館 高山寺	越水			右 800 左 800	越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工	
								(小計)			(2) 1,600			
		3	大井川	44	新発田	(加治川)	湖南 上今泉	水衡・洗堀			右 1,700 左 1,700	越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工	
								(小計)			(2) 3,400			
		4	見透川	45	胎内 新発田	(中条) (加治川)	北成田 相馬	越水			右 2,900 左 2,900	越水	積み土のう工 シート張り工	
				46	新発田	(加治川)	相馬 川口	越水		右 550 左 550	右 900 左 900	越水	積み土のう工	
				47	新発田	(加治川)	川口	越水			右 700	越水	積み土のう工	
								(小計)		(2) 1,100	(5) 8,300			

水系 番号	水系名	河川 番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予 想 される 危 険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村	大字		重点区間	A	B			
16	落堀川	5	金山川	48	新発田	加治川	相馬	越水			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				49	新発田	加治川	貝塚	越水			右 1,200 左 1,200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(4) 2,800			
		6	貝屋川	50	新発田	加治川	金塚 貝塚	越水			右 1,230 左 1,230		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				51	新発田	加治川	貝塚 貝屋	越水			左 800		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(3) 3,260			
		7	箱岩川	52	新発田	加治川	横岡 住田	越水			右 1,700 左 1,700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 3,400			
		8	今泉川	53	新発田	加治川	川口	越水			右 970 左 970		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,940			
17	加治川	1	加治川	60	北蒲原 新発田	聖籠	次第浜 小戸	越水			右 19,600 左 19,780		越水 欠壊	シート張り工 すて土のう工
				61	新発田		下高閑	越水 堤体漏水			右 200		越水 欠壊	シート張り工 すて土のう工 積み土のう工
								(小計)			(2) 39,580			
		2	姫田川	62	新発田		早道場 虎丸	越水			右 5,380 左 6,100		越水 欠壊	木流し工 シート張り工
				63	新発田		田貝	水衝・洗堀			右 500		欠壊	木流し工 シート張り工
								(小計)			(3) 11,980			
		3	坂井川	64	新発田		小皂 麓	越水			右 1,700 左 1,700		越水 欠壊	木流し工 シート張り工
				65	新発田		菅谷 下小出	堤体漏水			右 1,400 左 1,400		欠壊	木流し工 シート張り工
								(小計)			(4) 6,200			
		5	石川川	66	新発田		下石川	堤体漏水			右 500 左 500		欠壊	木流し工 シート張り工
								(小計)			(2) 1,000			
		6	小出川	67	新発田		下小出	水衝・洗堀			右 50 左 50		欠壊	すてブロック工
								(小計)			(2) 100			
		15	百々淵川	68	新発田		石喜	越水			右 860 左 860		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,720			
		17	蟹川	69	新発田		宮古木 上大友	越水			右 1,050 左 1,050		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,100			
		19	高知山川	70	新発田		南俣	水衝・洗堀			右 500 左 500		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,000			
一級河川計								(4) 3,300	(6) 7,450	(20) 43,870	(1) 0			
二級河川計								(0) 0	(2) 1,100	(37) 88,380	(0) 0			
合 計								(4) 3,300	(8) 8,550	(57) 132,250	(1) 0			

(2) 海岸関係

海岸名	位 置			評定基準	A	B	C	現 況	予 想 される 危 険	対 策 水防工法
	郡市	町村	大字							
藤塚浜	新発田		藤塚浜	水衝箇所			850	水防上注意	洗掘 欠壊	ブロック投入工
合計							(1) 850			

3 水防区域の設定

- (1) 総括 水防団長（消防団長）
 (2) 副総括 水防団（消防団）副団長
 (3) 受持水防区域

水防区域	担当分団	重要河川名等	区 域	
			位 置	延長(m)
第1	第1分団	中田川両岸	小舟町～中曽根町	1,000
第2	第2分団	加治川左岸	高浜～道賀	5,600
		中田川両岸	東新町～小舟町	3,600
		加治川右岸	早道場～小松	2,000
		坂井川右岸	～早道場～	1,500
		今泉川両岸	新屋敷～上館	750
第3	第3分団	太田川両岸	北蓑口～佐々木	5,500
		新発田川左岸	日渡～佐々木	2,700
第4	第4分団	加治川左岸	江口～岡田	7,600
第5	第5分団	加治川左岸	大槻～米倉	800
		加治川両岸	～赤谷～	4,000
第6	第6分団	芋卸江川両岸	～大崎～	3,000
		荒川川両岸	田家～荒川	2,500
		松岡川両岸	～松岡～	1,500
第7	第7分団	加治川右岸	小戸～大友	5,200
		板山川両岸	～板山～	2,000
		蟹川両岸	～宮古木～	1,200
		加治川右岸	下高関～高浜対岸	4,000
		姫田川左岸	～早道場対岸	1,500
		板山川両岸	～上羽津～	2,300
		蟹川両岸	～下羽津～	400
		姫田川左岸	～西姫田～	1,950
		百々淵川両岸	～石喜～	1,000
第8	第8分団	姫田川右岸	～東姫田～	2,200
		田貝川両岸	～虎丸～	左3,050 右2,800
		田貝川右岸	～田貝～	500
		高知山川両岸	～南俣～	500
		三光川両岸	～上三光～	1,200
第9	第9分団	坂井川両岸	～菅谷～	1,500
		小出川両岸	～五斗蒔～	500
		上ノ沢川両岸	～上荒沢～	1,000
		坂井川両岸	滝～ノ切	4,200
		石川川両岸	～下石川～	1,200
		今泉川両岸	～東宮内～	1,750

水防区域	担当分団	重要河川名等	区 域	
			位 置	延長(m)
第10	第10分団	小鳥川両岸	～月岡～	2,000
		荒川川両岸	月岡～本田	3,500
		荒川川両岸	本田～中ノ通	1,800
		松岡川両岸	中ノ目新田～乗廻	1,200
第11	第11分団	芋卸江川両岸	～動木橋～	700
		松岡川両岸	戸板沢～下中ノ目	3,300
		太田川両岸	横堀～二ツ堂	1,500
第12	第12分団	十文字川両岸	～下古田～	1,200
		見透川両岸	～下古田～	2,400
		大井川両岸	～古田～	2,400
		落掘川両岸	～藤塚浜～	1,150
		藤塚浜海岸	～藤塚浜～	850
第13	第13分団	加治川右岸	～真野原～	2,540
		加治川左岸	～真野原外～	2,460
第14	第14分団	箱岩川両岸	箱岩～西浦	4,000
		見透川両岸	下山田～住田	800
		大井川右岸	上今泉～古楯	1,500
		大井川両岸	～湖南～	900
		今泉川両岸	下中～川口	2,900
		見透川両岸	～川口～	600
		加治川右岸	向中条～草荷	4,400
		大井川左岸	～向中条～	1,500
第15	第15分団	見透川両岸	相馬～中俵	3,000
		金山川両岸	～相馬～	600
		貝屋川両岸	下小中山～相馬	800
		八王子川両岸	～下小中山～	900
		石橋川両岸	下小中山～岡島	500
		坂町川両岸	下坂町～大野	800
		金山川両岸	貝屋～相馬	4,300
		浅川両岸	金山～相馬	4,800
		貝屋川両岸	貝屋～下小中山	5,700
		八王子川両岸	～下小中山～	300
		石橋川両岸	貝屋～下小中山	1,100
		坂町川両岸	貝屋～下坂町	1,500
		小国谷川両岸	～小国谷～	3,300
合 計				153,200

第6 水防巡視、水防信号及び連絡系統

1 水防巡視

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は随時区域内の河川、堤防、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川（海岸）管理者に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る連絡を受けた河川（海岸）管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川（海岸）管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高波や津波終息後等に重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川（海岸）管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

また、水防管理者等が求める場合、水防団員は立会ものとする。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたとき、水防警報等の通知を受けたとき又は洪水の危険が予想されるときは、直ちに各河川の水防受持区域の分団長に対し、その通報等を通知し、必要団員に河川等の監視及び警戒を更に厳重にし、重要水防箇所、水門、樋門等を中心として巡視を行うよう指示するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防本部長及び河川管理者に報告するものとする。

報告要領は「第9 水防活動」第2項に準じて行う。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面の水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排取水門の両軸又は底部からの漏水と扉のしまり具合の異状
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

2 水防信号

(1) 水防団員への通報

河川水位が次の表の水防団待機水位又は氾濫注意水位に達した旨の通報があったときは、直ちに当該分団長に通知するとともに次に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等にあたらせるものとする。

地震による堤防漏水、沈下等の場合も同様とする。

※洪水特別警戒水位

河川名	観測所名	位 置			水防団 待機水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位※ (m)
		郡市	町村	大字				
加治川	岡 田	新発田		岡田	13.80	14.30	15.30	16.18
	小 松	新発田		小松	11.00	11.94	13.01	13.43

(2) 水防信号は、新潟県水防標識等に関する規則（昭和24年8月23日規則第54号）の規定に準ずるものとし、次により行う。

信号の 種類	警鐘信号	余いん防止付サイレン信号
	発するとき	措置事項
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○(約5秒)－休止(約15秒)－○(約5秒)－休止(約15秒)－○(約5秒)－休止(約15秒)－○(約5秒)－休止(約15秒)
	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達した旨を市民に周知させるとともに、必要な水防団員を招集し、河川警戒にあたる
第2信号	○－○－○ 休止 ○ －○－○	○(約5秒)－休止(約6秒)－○(約5秒)－休止(約6秒)－○(約5秒)－休止(約6秒)－○(約5秒)－休止(約6秒)
	洪水のおそれがあるとき	各分団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送すること
第3信号	○－○－○－○ 休止 ○－○－○－○	○(約10秒)－休止(約5秒)－○(約10秒)－休止(約5秒)－○(約10秒)－休止(約5秒)－○(約10秒)－休止(約5秒)
	堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したとき	水防団員の他、必要により市民の出動を求めること
第4信号	乱打	○(約1分)－休止(約5秒)－○(約1分)
	洪水が著しく切迫し、区域内の市民を避難させる必要があると認めたとき	警察に通報し、市民を避難場所に誘導すること

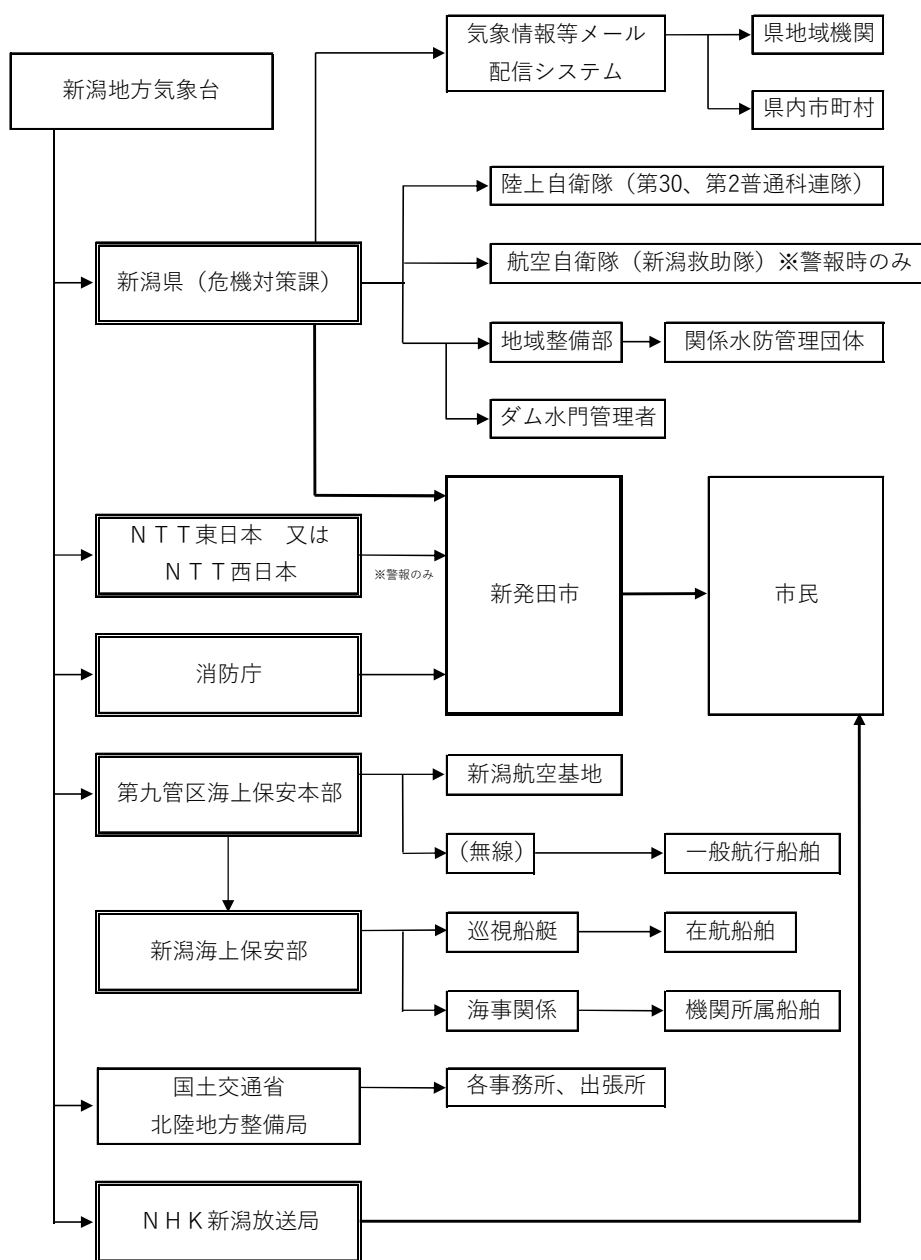
3 気象状況等連絡系統

水防時に必要な通信系統、連絡用の電話、無線電話は、以下のとおりとする。

また、災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制が行われるため、災害時優先通信回線を利用するとともに、衛星電話、防災行政無線等の代替通信機器により複線化に努める。

(1) 気象状況の連絡

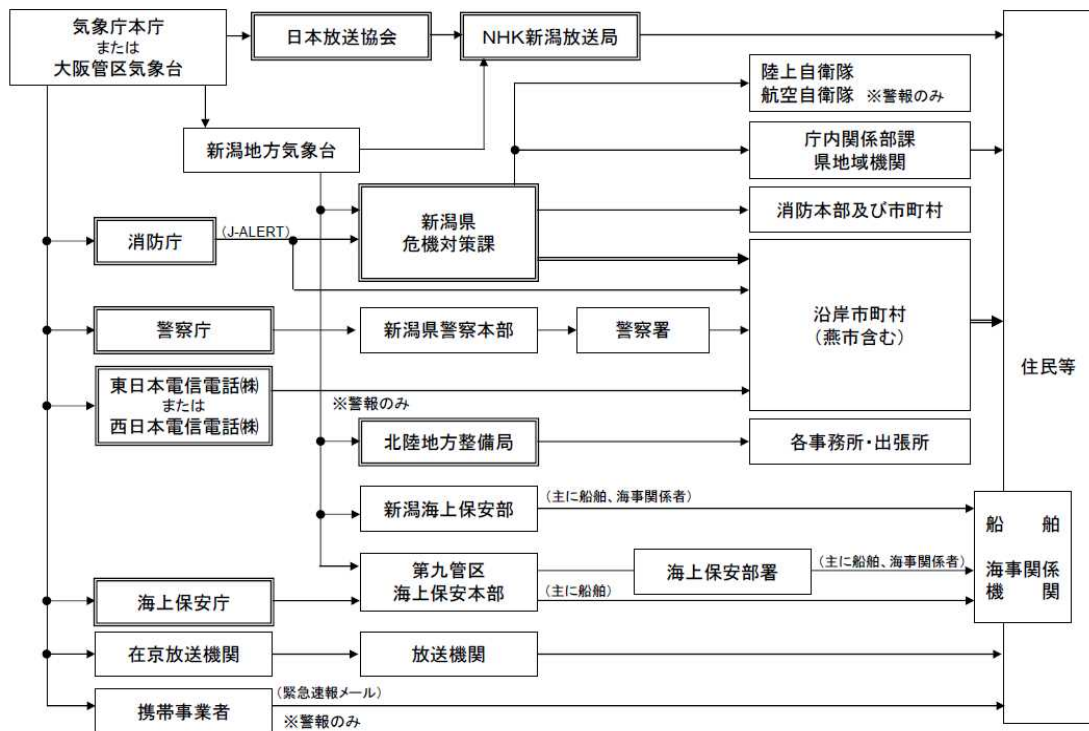
気象注意報・警報等の伝達系統図



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(2) 津波警報の伝達

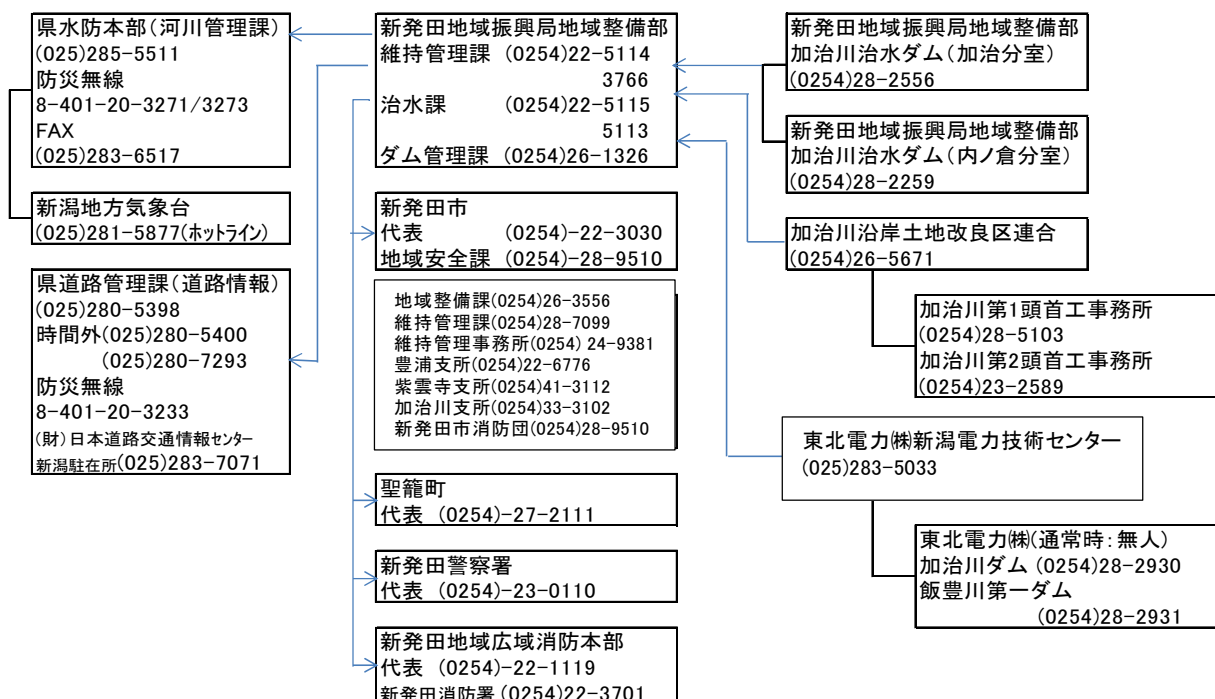


※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象庁から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。
 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(3) 潮止堰関係機関連絡系統図

第12洪水時におけるダム及び潮止堰の操作並びに指示 3 潮留堰を参照

(4) 加治川水系連絡系統図



第7 水位到達情報の通知

1 水位到達情報の通知を行う河川

- (1) 法第13条第2項の規定により、新潟県知事が水防情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次表のとおりである。

単位：m

河川名	観測所名	地名			氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	通知者
		郡市	町村	大字		
加治川	岡田	新発田		岡田	16.18	新発田地域振興局長
	小松			小松	13.43	

- (2) 県は、観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表が出来ない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況に関係機関等に速やかに周知すること。

2 水位情報周知の範囲

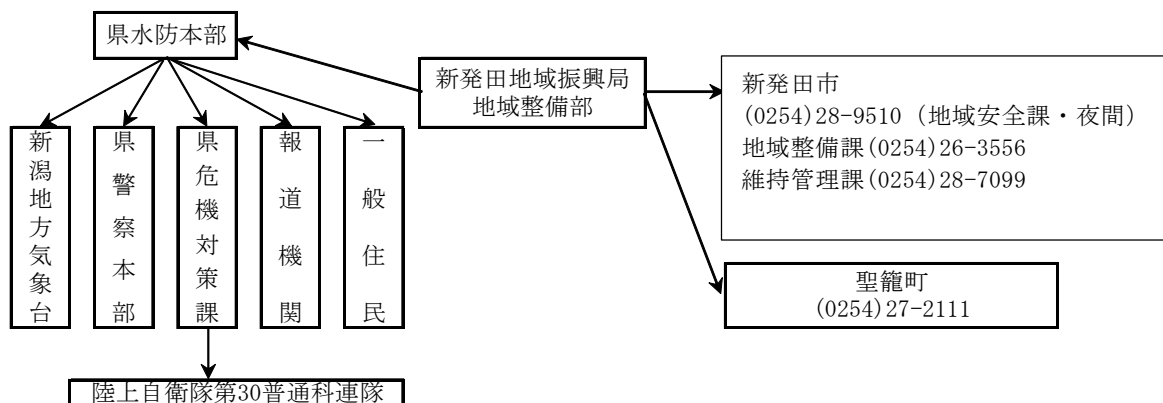
単位：m

河川名	観測所名	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	区域
加治川	岡田	16.18	左岸 新発田市大槻(小戸橋) から 左岸 新発田市島潟(姫田川合流点) まで 右岸 新発田市小戸 から 右岸 新発田市三日市 まで
	小松	13.43	左岸 新発田市島潟(姫田川合流点) から 海 まで 右岸 新発田市三日市

3 関係機関及び一般への周知

水位到達情報の通知及び一般への周知に係る伝達系統は次図のとおりとする。

加治川（岡田、小松）県



4 その他の情報発信及び情報収集

(1) 情報発信

その他の水災害情報については、可能な限り情報発信を行う。また、それらを入手するための情報ツールを住民へ周知するよう努める。

①北陸地方整備局及び県が放送事業者と発信する情報

放送事業者	発信情報
NHK新潟放送局	県内指定水位観測所の水位、雨量観測所の雨量

②新潟県ホームページ「新潟県河川防災情報システム」

【PC版】 <http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen>

【携帯版】 http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m

【スマートフォン版】 http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_s

③国土交通省

川の防災情報

【PC版】 <http://www.river.go.jp/> 【携帯版】 <http://i.river.go.jp/s/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

④気象庁

<http://www.jma.go.jp/>

(2) 情報収集

上記(1)も含めた様々な情報ツールを活用し、情報収集に努める。

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置個所地名	左右岸別	カメラ名称
210	加治川	加治川	新発田市岡田地先	右	加治川・安全橋
211	加治川	姫田川 坂井川	新発田市西姫田地先	左	姫田川・坂井川合流点
212	加治川	坂井川 寺内川	新発田市菅谷地先	左	坂井川・寺内川合流点

北陸地方整備局が提供する河川カメラ映像（飯豊山系砂防事務所 所管）

(3) その他水位観測所一覧（県所管・危機管理型水位計）

河川名	観測所名	位置			堤防高	観測開始水位	危機管理用設定水位	量水標管理者	観測員	水位計型式	量水標の ○点高
		郡市	町村 区	大字							
中田川	緑町 2丁目	新発田市		緑町	7.52	6.63		〃		電波式	
百々淵川	石喜	新発田市		石喜	14.99	13.48		〃		電波式	
小烏川	上中山	新発田市		上中山	12.86	12.66		〃		電波式	
新発田川	住吉町	新発田市		住吉町	6.26	5.59		〃		電波式	

第8 水防警報計画

1 水防警報を行う河川

法第16条の規定により新潟県知事が水防警報を行う河川は次表のとおりである。

単位：m

河川名	区域	発表者
加治川	左岸 新発田市赤谷 右岸 新発田市赤谷 } 海まで	新発田地域 振興局長

2 水防警報の対象とする水位観測所

水防警報の対象とする水位観測所は次表のとおりである。

県知事所管

単位：m

河川名	観測 所名	位 置			水防団 待機水 位（通 報水位）	氾濫注 意水位 （警戒 水位）	避難判 断水位	氾濫危 険水位 （洪水特別 警戒水位）	摘 要	堤防高	最水標 の零点
		郡市	町村	大字							
加治川	岡田	新発田		岡田	13.80	14.30	15.30	16.18	テレメーター	17.37	10.00
	小松	新発田		小松	11.00	11.94	13.01	13.43	テレメーター	15.60	9.60

※テレメーター電話応答：0254(23)-8231

3 水防警報の段階と範囲

河川名	量水 標名	水防警報	段階	範囲
加治川	岡田・小松	準備 (第1段階)	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防団へ出動の準備を通知するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。
		出動 (第2段階)	水防団が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位、流量、その他河川状況等により水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあり、または、氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水が予想されるとき。
		状況 (第3段階)	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。	適宜河川状況により必要と認められるとき。
		解除 (第4段階)	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復帰したとき。ただし、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

4 水防警報の通知と伝達系統

「第7 水位到達情報の通知」第3項「関係機関及び一般への周知」に同じ。

第9 水防活動

1 水防管理団体の非常配備

(1) 水防管理者が管下の水防団を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

- ①水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合
- ②水防警報指定河川にあっては、水防警報が発せられた場合
- ③緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

(2) 水防団に対する非常配備（津波については第10を参照）

①待機

水防管理者は、その後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合に発する。

②準備

水防団長は所定の詰所に集合し、又資材及び器具の整備点検、排水ポンプ車の出動準備、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水閘門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員に出動させる。準備の指令はおおむね河川水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、なお上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるときに発する。

③出動

水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく出動の指令は、おおむね河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇のおそれがあり出動の必要を認めたときに発する。

2 出動の通報

各水防管理者は（法第2条第2項参照）は次の各号の行動又は措置をしたときは、直ちに新発田地域振興局地域整備部長を経て県水防本部に通報する。

- (1) 堤防等を巡視して異常を発見したとき。
- (2) 水防団が出動したとき。
- (3) 水防上危険箇所等に水防作業を開始したとき。

3 水防作業

(1) 工法

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(2) 安全配慮

- ① 団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。
特に津波浸水想定区域内にある団員は気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ② 水防活動は、原則として複数人で行う。
- ③ 水防活動は、無線やラジオを携行する等し、最新の指示、気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ④ 指揮者は、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ⑤ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ⑥ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ⑦ 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有する。
- ⑧ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- ⑨ 指揮者は、必要に応じ、ライフジャケット着用を指示する。

4 緊急交通

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。(法第 19 条)

(2) 損失補償

緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対しては、後述「第 11 費用負担と公用負担 2-(3)損失補償」を準用する。

5 警戒区域の指定

水防上研究の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

6 避難立退き

(1) 避難の指示

- ① 洪水、津波または高潮による著しい危険が切迫していると認められたときは、知事、

その命を受けた職員、又は水防管理者は必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示する場合においては、新発田警察署長にその旨を通知しなければならない。（法第 29 条）

- ② 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を新発田地域振興局地域整備部長に速やかに報告する。

(2) 立退き

立退き、又はその準備を指示された区域の居住者、滞在者その他の者の救出避難については、警察は、水防管理者と協力して誘導する。

水防管理者は、新発田警察署長及び新発田消防署長と協議のうえ指定緊急避難場所、指定避難所、経路及びその他必要な事項などを定め、一般に周知しておくものとする。

7 決壊の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

堤防が決壊、又はこれに準ずる越水・溢水及び漏水等の事態が生じたときは、当該水防管理団体（法第 2 条第 1 項参照）は直ちにこの状況を関係機関（国土交通省北陸地方整備局長、新発田地域振興局長、新発田駅長、新発田警察署長）及び氾濫すると思われる方向の隣接水防管理団体その他必要なる団体に通報し、新発田地域振興局長は水防本部及び必要と認める機関に通報する。（法第 25 条）

(2) 決壊後の措置

決壊後といえども水防管理者、水防団長、消防機関の長はできる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

8 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が低下したとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧が終了したとき等、水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、非常配備体制を解除し、これを一般に知らせる。

(2) 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防管理者に報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 10 津波に対する水防活動

1 水防管理団体の非常配備

水防団及び消防機関、水防協力団体に対する非常配備

(1) 待機

気象庁から津波警報等が発表された場合、水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、水防団員の安全を確保した上で直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。

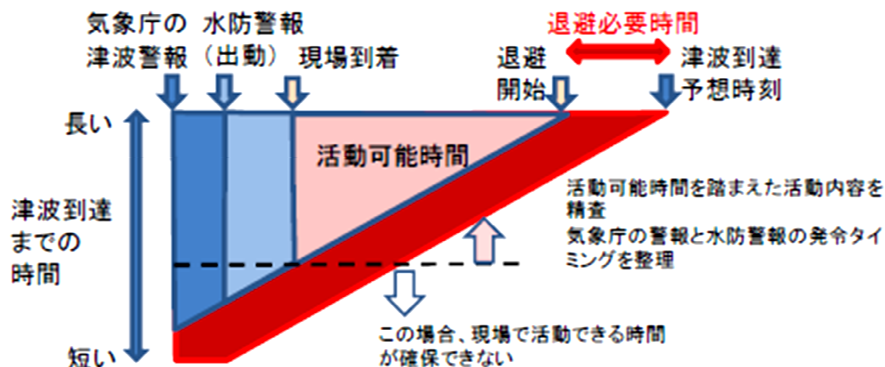
(2) 出動

津波注意報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき、区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防場危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(3) 安全管理

安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間とすること。(下図参照)

併せて、「第9水防活動」第3項(2)のとおり。



(図)

2 水防警報を行う河川及び水防警報発表者

法第16条の規定により新潟県知事が津波に対する水防警報を行う河川は次表のとおりである。

発表地域機関	発表河川名	通知者
新発田地域振興局	加治川	新発田市、聖籠町

3 水防警報の段階と範囲

(1) 水防警報の段階

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	<u>気象庁からの津波警報等の発表をもって待機とし、国及び県は水防警報津波「待機」を發表しない。</u>
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波注意報等が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。※1
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。※2

※1：津波遡上が水防団待機水位を超過した場合や被害が確認された場合など

※2：「出動」を發表しない場合も、「解除」は發表する

(2) 水防警報伝達系統

「第7 水位到達情報の通知」第3項「関係機関及び一般への周知」に同じ。

第 1 1 費用負担と公用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、本水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のための費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。(法第 41 条、第 23 条第 3 項、第 4 項)

また、本水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(法第 42 条第 2 項)

2 公用負担

(1) 権限

水防のため必要あるときは水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第 28 条)

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①～④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、後述（第 13 章 3）する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

公用負担権限委任証		第	号
身 分			
氏 名			
上記の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 2 項の権限行使を委任したことを証明する。			
年	月	日	
水 防 管 理 者		氏 名	印

(3) 公用負担の証票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書			
第 号			
負担者		住 所	
		氏 名	
種 類			
員 数			
負担内容	使用 ・ 収用 ・ 処分等		
期 間			
摘 要			
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。			
年 月 日			
水防管理者	新発田市長	氏 名	印
事務取扱者	（所属・職名）	氏 名	印

(4) 損失補償

本水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。（法第28条）

第 1 2 洪水時におけるダム及び潮止堰の操作並びに指示

1 加治川治水ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	洪 水
新潟県	加治川	新発田市滝谷	1,600 m ³ /S	150 m ³ /S 以上

(2) ゲート操作（加治川治水ダム操作規則抜粋）

（洪水警戒体制）

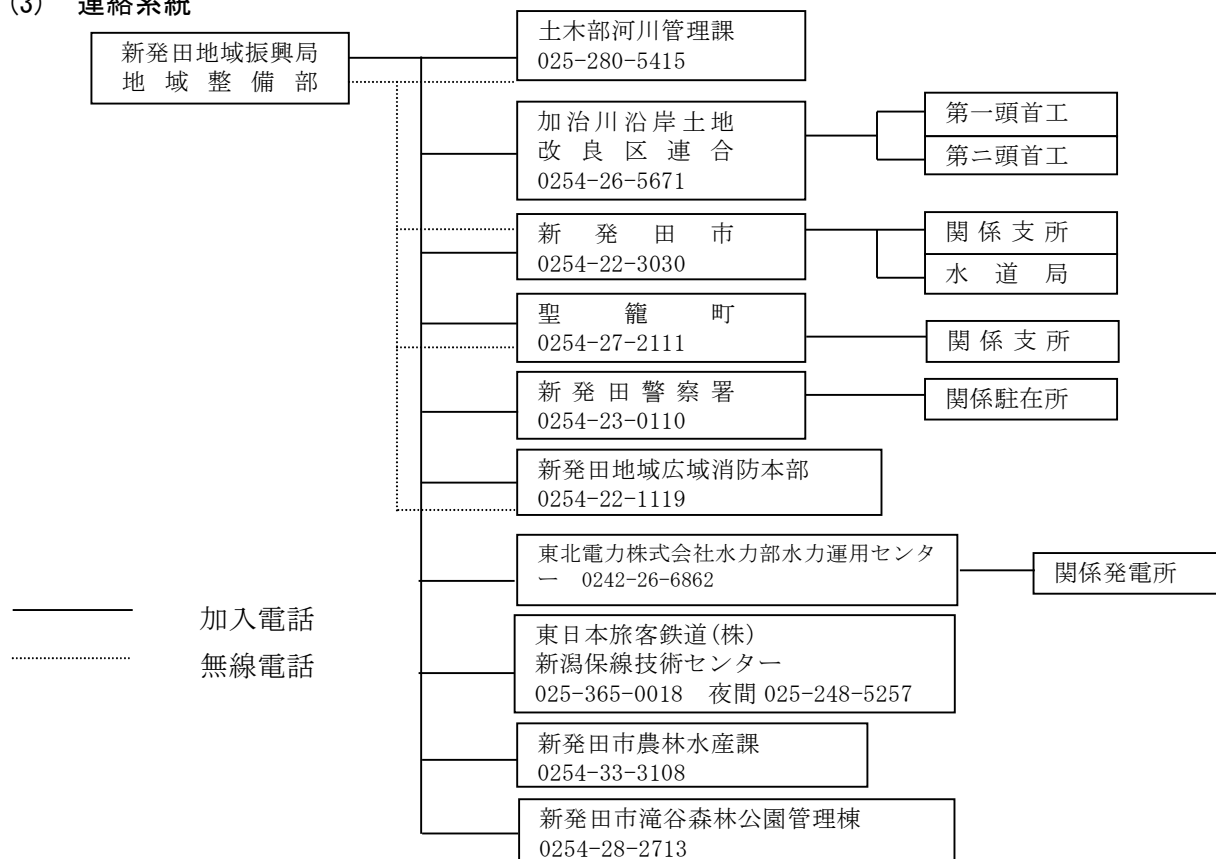
第 9 条 新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から新発田地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他、加治川治水ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

（洪水調節）

第 11 条 局長は、流入量が毎秒 150 立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後毎秒 150 立方メートルに減少するまで毎秒 150 立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りでない。

(3) 連絡系統



2 内の倉ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	洪 水
新 潟 県	内の倉川	新発田市小戸	710 m ³ /S	80 m ³ /S 以上

(2) ゲート操作（内の倉ダム操作規則抜粋）

（洪水警戒体制）

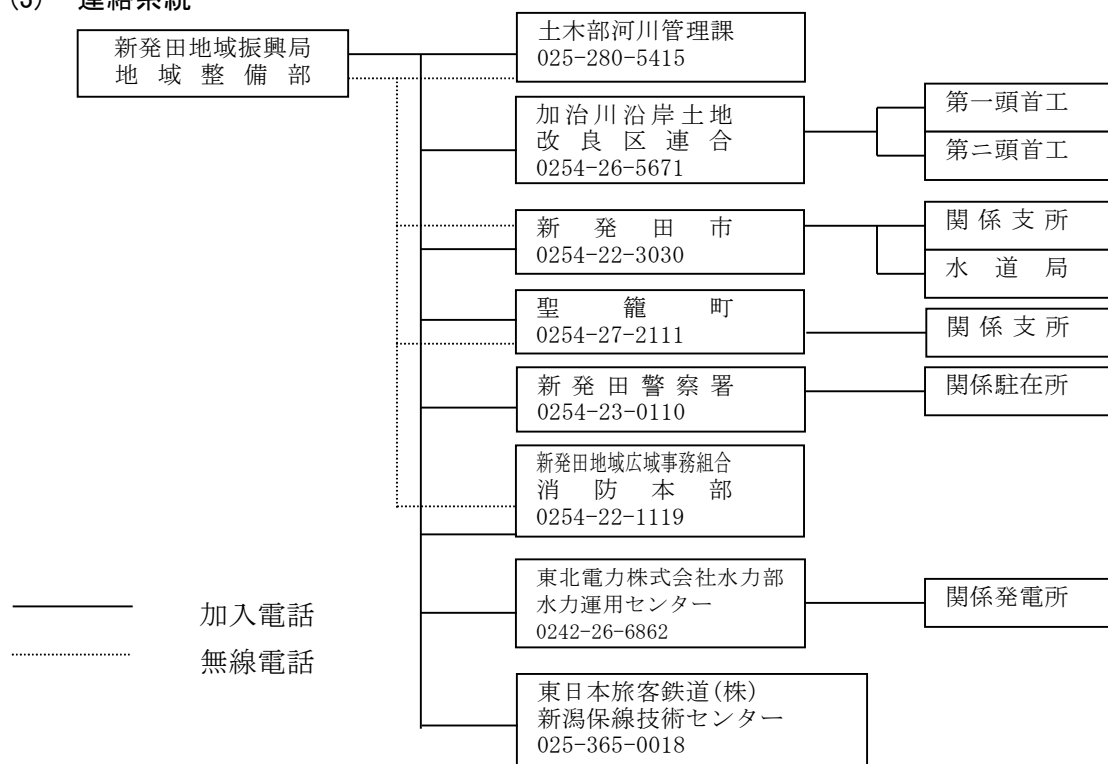
第 13 条 新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ洪水の発生が予想されるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

（洪水調節）

第 15 条 局長は、流入量が毎秒 250 立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後毎秒 250 立方メートルに減少するまで毎秒 250 立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。ただし、局長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(3) 連絡系統



3 潮止堰（阿賀野川水系新発田川放水路潮止堰、新発田川新発田川水門及び太田川太田川樋門操作規則抜粋）

（洪水警戒体制の実施）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときには、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 潮止堰上流で観測した新発田川合流点が標高 2.00 メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 新潟地方気象台から降雨に関する注意報また警報が発せられたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

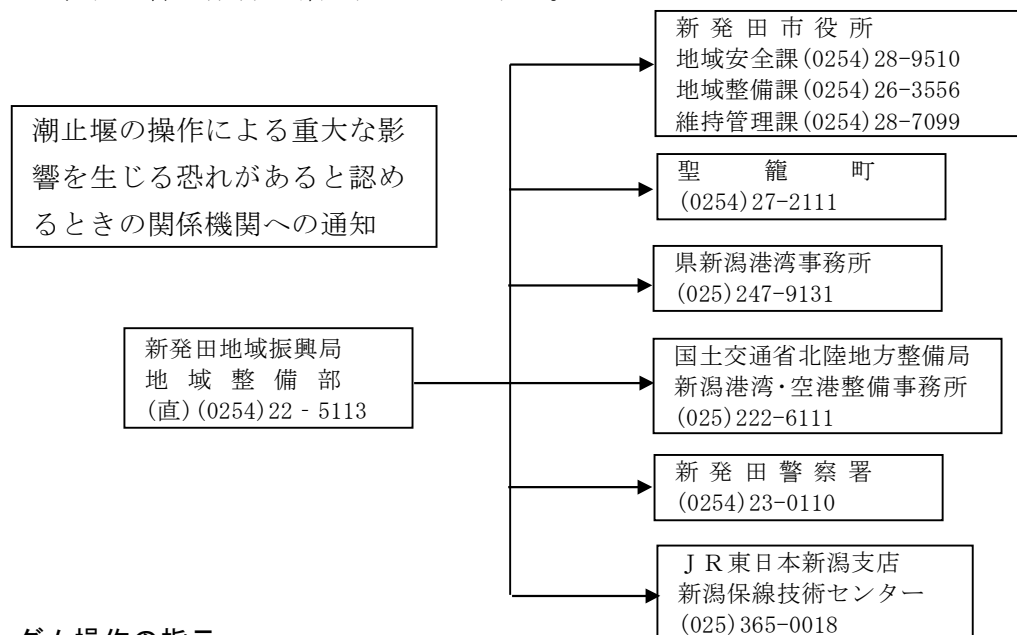
（洪水警戒体制における措置）

第 12 条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において潮止堰、新発田川水門及び太田川樋門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 潮止堰、新発田川水門及び太田川樋門、及びこれら进行操作するために必要な機械、器具等点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 潮止堰、新発田川水門及び太田川樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関の連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他潮止堰、新発田川水門及び太田川樋門の管理上必要な措置。

（洪水警戒体制の解除）

第 13 条 局長は、洪水が終わったとき、または洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。



4 ダム操作の指示

洪水による災害の防止又は軽減のため緊急の必要がある場合において、知事は、2 級河川の利水ダム管理者に河川法第 52 条の規定による洪水調節のための指示をし、1 級河川については国土交通大臣に対し当該指示を要請するものとする。

第 13 水防機関の協力、応援等

1 河川管理者の協力及び援助

国土交通省北陸地方整備局長と新潟県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び援助を行う。

- (1) 河川に関する情報（加治川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢流若しくは異常な漏水が発生したとき、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (7) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 水防機関の協力等

- (1) 水防管理団体は他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で水防団員を指揮し必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。
- (2) 水防区域内において 2 以上の管理団体に関係ある水防事務については各水防管理者相互において予め協定しておく。
- (3) 知事は緊急時に必要があると認めるときは、自衛隊法第 83 条の規定により自衛隊の出動を要請するものとする。
- (4) 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、新潟県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

なお、新潟県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することが出来ない場合には、水防管理者が直接、陸上自衛隊第 30 普通科連隊長に派遣を要請する旨の通知等を行う。

- (5) 水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、新発田警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。（法第 22 条）
- (6) 水防管理者は、水防上緊急の必要があるときは、消防長に対して応援を求めるものとする。また、消防長は、応援を求められた場合に自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。（法第 23 条）
- (7) 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。
 - ①当該災害の発生に伴い侵入した水の排除
 - ②高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

3 企業、団体等の連携

水防管理者は、災害協定等に則り、必要に応じて企業・団体等に応急対策や資器材の提供等を依頼する。また、民間事業者等において現地活動での水防活動に委任証の必要が認められる場合は、次のものを交付する。

また、交付を受けた者は、水防活動委任証を携行し、また必要がある場合はこれを提示しなければならない。

水防活動委任証	
第	号
団体名称	
団体住所	
氏	名
上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第 19 条第 1 項の規定により緊急通行及び水防法第 28 条第 2 項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。	
年	月 日
水防管理者	新発田市長
氏	名 印

第 1 4 水防報告

1 水防概況報告

水防管理者は、水防活動終了後 2 日以内に新発田地域振興局地域整備部を經由して県土木部河川管理課（県水防本部）にその概況を速報するものとする。また、直轄河川の氾濫等に対する水防活動にあつては、国土交通省阿賀野川河川事務所長（阿賀野川）又は国土交通省羽越河川国道事務所長（荒川）にも概況を報告すること。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合はその旨あわせて連絡するものとする。

2 水防活動実施報告

- (1) 水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて所定の様式（添付資料 5 及び 6）により、新発田地域振興局地域整備部長を經由して県土木部河川管理課（県水防本部）に報告するとともに、国（北陸地方整備局の所管庁）に報告しなければならない。
- (2) (1) 報告様式の内容も含め、水防団員等が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管する。
 - ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - ② 水防活動を実施した河川（海岸）名及びその箇所
 - ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
 - ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
 - ⑤ 水防作業の状況
 - ⑥ 堤防、その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - ⑦ 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び員数
 - ⑧ 法第 28 条による公用負担下命（収用・処分）の器具、資材の種類、員数、土地、使用（処分）場所及びその必要があった理由
 - ⑨ ⑧における所有者の住所・氏名
 - ⑩ 応援の状況
 - ⑪ 居住者出勤の状況（法第 24 条）
 - ⑫ 警察関係の援助の状況（法第 22 条）
 - ⑬ 現場指導の官公署名及び官公吏氏名
 - ⑭ 立退の状況及びそれを指示した理由（法第 29 条）
 - ⑮ 水防関係者の死傷
 - ⑯ 殊勲者及びその功績
 - ⑰ 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
 - ⑱ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
 - ⑲ その他必要な事項

(3) 水防団の水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後、速やかに市水防本部長（水防管理者）に報告しなければならない。

(注) 年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約 35 万円）以上になると国及び県より補助金が交付される予定なので、水防管理団体は、報告をできるだけ正確に行い交付の際必要な書類（資材受払簿、資材購入証拠書類、現地状況写真等）を整理しておくこと。

第 15 水防施設及び輸送

1 水防倉庫及び水防資器材

- (1) 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料 8 のとおり。
- (2) 水防管理者は、資材確保のための事業者をあらかじめ選定し、緊急時の補給に備えなければならない。
- (3) 水防管理者は、水防管理団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省阿賀野川河川事務所長（阿賀野川）、国土交通省羽越河川国道事務所長（荒川）、国土交通省新発田維持出張所長（国道）、又は新発田地域振興局地域整備部長に電話にて承認を受けるものとする。

2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、重要水防区域において輸送経路の推定に努めるものとする。

第 16 訓練及び啓発

1 水防訓練

国土交通省北陸地方整備局、新潟県、建設業協会等の関連団体が主催する水防技術講習会へ、水防団員や関係職員を参加させる等、積極的に水防技術・知識を身につけさせるよう努める。

2 洪水・内水・津波ハザードマップ

当市では、洪水・内水・津波浸水想定区域の指定に基づき、災害時の心得や発災後の行動、指定緊急避難場所・指定避難所について示したハザードマップを市内 11 地区毎に作成し、印刷物を各世帯へ配布している。併せて、当市ホームページでは市民公開 GIS 等により、市民、滞在者、その他の者が提供を受けることができる状態となっている。

このハザードマップを有効活用し、市民の平時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時の円滑かつ迅速な避難の確保を推進する。

3 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画作成等

法第 15 条第 1 項の規定により新発田市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

資 料

- 1 気象注意報・警報等の種類及び発表基準（抜粋）
- 2 加治川水防警報文
- 3 水防警報文（津波）
- 4 水防（巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況）報告
- 5 水防活動報告書
- 6 水防活動実施報告書
- 7 水防関係機関連絡先
- 8 管内水防関係器材調書

1 気象注意報・警報等の種類及び発表基準（抜粋）

(1) 警報・注意報発表基準一覧表の解説

- ① 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- ② 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- ③ 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- ④ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ⑤ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ⑥ 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- ⑦ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説】

- ① 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- ② 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- ③ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- ④ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ⑤ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表 1 及び 3 の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- ⑥ 洪水の欄中、〇〇川流域=10.5は、〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上を意味する。
- ⑦ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び 4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- ⑧ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- ⑨ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ⑩ 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 新潟地方気象台

新発田市	府県予報区	新潟県		
	一次細分区域	下越		
	市町村等をまとめた地域	新発田地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	95
	洪水	流域雨量指数基準	新発田川(中田川)流域=4.5, 松岡川流域=4.1, 荒川流域=12.9, 太田川流域=11, 新発田川(豊町)流域=4.5, 芋卸江川流域=4.2, 加治川流域=31.6, 姫田川(袋野橋)流域=24.8, 坂井川流域=19.8, 石川流域=8.4, 小出川流域=5.8, 姫田川(二王子)流域=11.5, 高知山川流域=7.6, 大井川流域=3.8, 見透川流域=7.9, 貝屋川流域=5.6, 小烏川流域=5.3	
			複合基準* ¹	松岡川流域=(11, 3.6), 荒川流域=(6, 11.6)
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ35cm
			山沿い	12時間降雪の深さ55cm
	波浪	有義波高	5.5m	
	高潮	潮位	1.3m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	68	
	洪水	流域雨量指数基準	新発田川(中田川)流域=3.7, 松岡川流域=3.3, 荒川流域=10.3, 太田川流域=8.8, 新発田川(豊町)流域=3.6, 芋卸江川流域=3.3, 加治川流域=25.2, 姫田川(袋野橋)流域=19.8, 坂井川流域=15.8, 石川流域=6.7, 小出川流域=4.6, 姫田川(二王子)流域=9.2, 高知山川流域=6, 大井川流域=3, 見透川流域=6.3, 貝屋川流域=4.4, 小烏川流域=4.2	
			複合基準* ¹	新発田川(中田川)流域=(5, 3.1), 松岡川流域=(7, 3.2), 荒川流域=(5, 5.9), 太田川流域=(5, 8.8), 新発田川(豊町)流域=(5, 2.9), 芋卸江川流域=(5, 3.2), 加治川流域=(7, 25.2), 小出川流域=(7, 3.7), 貝屋川流域=(7, 3.5), 小烏川流域=(5, 3)
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	4～9月 12m/s 10～3月 15m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	4～9月 12m/s 10～3月 15m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上, かつ, 日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%		
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか, 日降水量20mm以上の降雨がある場合		
	低温	5～9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11～4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で, 並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

【水防活動に適合するもの】

種類			発表基準	
注 意 報	水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	大 雨 注 意 報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		水防活動用 津波注意報	津 波 注 意 報	一般の利用に適合する津波注意報と同じ。
		水防活動用 高潮注意報	高 潮 注 意 報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。
		水防活動用 洪水注意報	洪 水 注 意 報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
		指定河川の 洪水注意報	信濃川中流 洪水注意報 魚野川 洪水注意報 信濃川下流 ・中ノ口川 洪水注意報 阿賀野川 洪水注意報 関川 洪水注意報 荒川 洪水注意報 姫川 洪水注意報 信濃川上流 洪水注意報	洪水予報基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。
		警 報	水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象警報
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合。			
水防活動用 津波警報	津 波 警 報			一般の利用に適合する津波警報と同じ。
水防活動用 高潮警報	高 潮 警 報			一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
	高潮特別警報			台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合
水防活動用 洪水警報	洪 水 警 報			一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
指定河川の 洪水警報	信濃川中流 洪水注意報 魚野川 洪水注意報 信濃川下流 ・中ノ口川 洪水注意報 阿賀野川 洪水注意報 関川 洪水注意報 荒川 洪水注意報 姫川 洪水注意報 信濃川上流 洪水注意報			洪水予報基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達が見込まれる場合。あるいは避難判断水位（洪水特別警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- (注) 2 水防活動の利用に適合する注意報、警報は、一般の注意報、警報のうち水防に関するものを用いて行

い、水防活動用の用語は用いない。また指定河川を対象とする洪水予報（信濃川中流洪水注意報及び洪水警報、魚野川洪水注意報及び洪水警報、信濃川下流・中ノロ川洪水注意報及び洪水警報、阿賀野川洪水注意報及び洪水警報、関川洪水注意報及び洪水警報、荒川洪水注意報及び洪水警報、姫川洪水注意報及び洪水警報）は、それぞれ北陸地方整備局（信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、阿賀野川河川事務所、高田河川国道事務所、羽越河川国道事務所）と、新潟地方気象台が共同で発表する。なお、中ノロ川洪水予報（中ノロ川洪水注意報及び洪水警報）、信濃川上流洪水予報（信濃川上流洪水注意報及び洪水警報）は新潟県新潟地域振興局と新潟地方気象台が共同で発表する。

- （注）3 同時に2つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した1つの注意報文又は警報文を作成する。
- （注）4 1つ又は2つ以上の注意報、警報が行われた後において、1つ又は2つ以上の注意報、警報を行った場合は、前に行われた注意報、警報は後で行った注意報、警報に切替えられたものとし、注意報、警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

- （2） 気象情報は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に新潟地方気象台が必要に応じて発表する。

（3） 津波警報等の種類及び内容

① 津波警報等の種類及び内容

ア．大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨 大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5 m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高 い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ. 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合

には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い非難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

② 津波情報

ア．津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高井」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表) 参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ. 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同

じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては、1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

③ 津波予報

気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

④ 新潟県の津波予報区

津波予報区	区 域
新潟県上中下越	佐渡市を除く
佐渡	佐渡市に限る

(4) 特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合

波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)※を特別警報に位置づける)
地震	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上又は長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

※噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」「噴火警戒レベル4または5」を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」「キーワード:居住地域厳重警戒」を特別警報に位置づけています。

※地震動特別警報の基準における長周期地震動階級とは、気象庁長周期地震動階級表(令和2年気象庁告示第6号)で定めるものをいう。

警報・注意報基準値の見方

- (1) 欄中の基準Ⅰは注意報基準、基準Ⅱは警報基準を意味し、基準Ⅲについては、重大な浸水害・洪水害が発生しているおそれが高い極めて危険な状況を示す。
- (2) 洪水警報・注意報における複合基準については、2つの指数（流域雨量指数、表面雨量指数）を両方共に満たす場合を意味する。
- (3) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示す。

<参 考>

- ・土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いられる。土砂災害発生危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。
- ・流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨（解析雨量）と今後降ると予想される雨（降水短時間予報）を取り込んで、流出過程（タンクモデル）と流下過程（運動方程式）を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が避難情報の発令の判断に活用できる。なお、3時間先までの洪水危険度の両面分布の把握には洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が活用できる。
- ・表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数

値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生の危険度分布は、発表判断基準との比較によって判定された浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で確認できる。

※気象庁では、平成27年7月の交通政策審議会気象分科会提言「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方」を受けて、雨による災害発生の危険度の高まりを評価する技術を活用して、大雨・洪水警報及び大雨特別警報を改善するとともに、「大雨警報（浸水害）の危険度分布」及び「洪水警報の危険度分布」の提供を平成29年7月4日から開始した。

【参考リンク】

気象庁HP：「新たなステージ」に対応した防災気象情報の改善

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/newstage.html>

（別表1）大雨警報基準

表面雨量指数基準（浸水害）			土壌雨量指数基準（土砂災害）	
基準Ⅲ	基準Ⅱ （警報基準）	基準Ⅰ （注意報基準）	警報基準	注意報基準
23	15	9	95	68

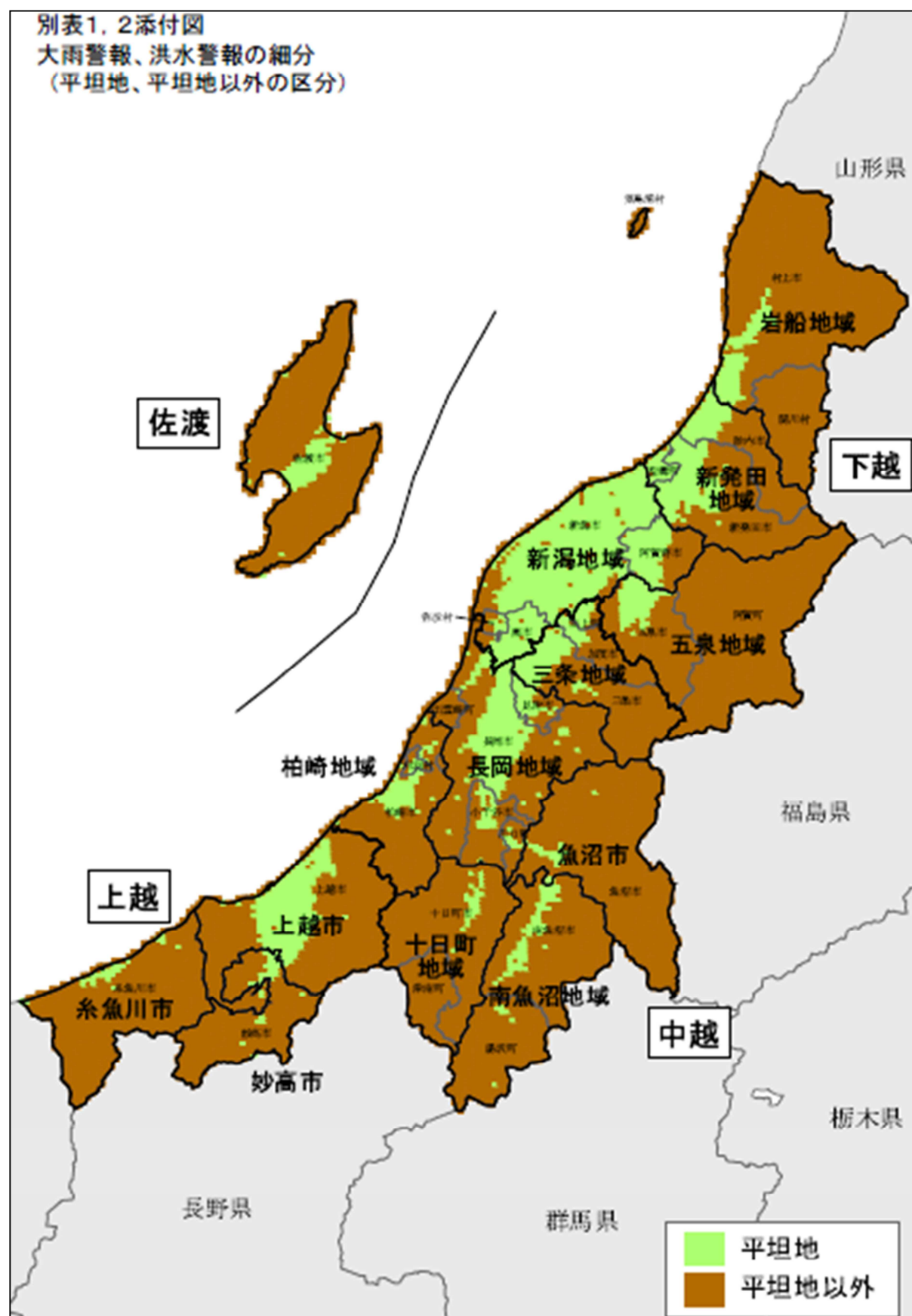
（別表2）洪水警報基準

河川	基準Ⅲ	基準Ⅱ（警報基準）			基準Ⅰ（注意報）		
	単独基準	単独基準	複合基準		単独基準	複合基準	
	流域雨量 指数	流域雨量 指数	流域雨量 指数	表面雨量 指数	流域雨量 指数	流域雨量 指数	表面雨量 指数
新発田川（中田川）	5.0	4.5	－	－	3.6	3.2	5
松岡川	5.2	4.0	3.6	11	3.2	3.2	7
荒川川	14.1	12.8	11.5	7	10.2	5.8	5
太田川	12.2	11.1	－	－	8.8	－	－
新発田川（豊町）	4.8	4.4	－	－	2.8	2.8	7
芋卸江川	4.6	4.2	－	－	3.3	－	－
加治川	35.2	32.0	－	－	25.6	25.6	7
姫田川（袋野橋）	27.1	24.6	－	－	19.6	－	－
坂井川	21.7	19.7	－	－	15.7	－	－
石川川	9.4	8.5	－	－	6.8	－	－
小出川	6.4	5.8	－	－	4.6	－	－
姫田川（二王子）	12.7	11.5	－	－	9.2	－	－
高知山川	8.4	7.6	－	－	6.0	－	－
大井川	4.1	3.7	－	－	2.9	－	－
見透川	5.0	4.5	－	－	3.6	－	－
貝屋川	6.1	5.5	－	－	4.4	－	－

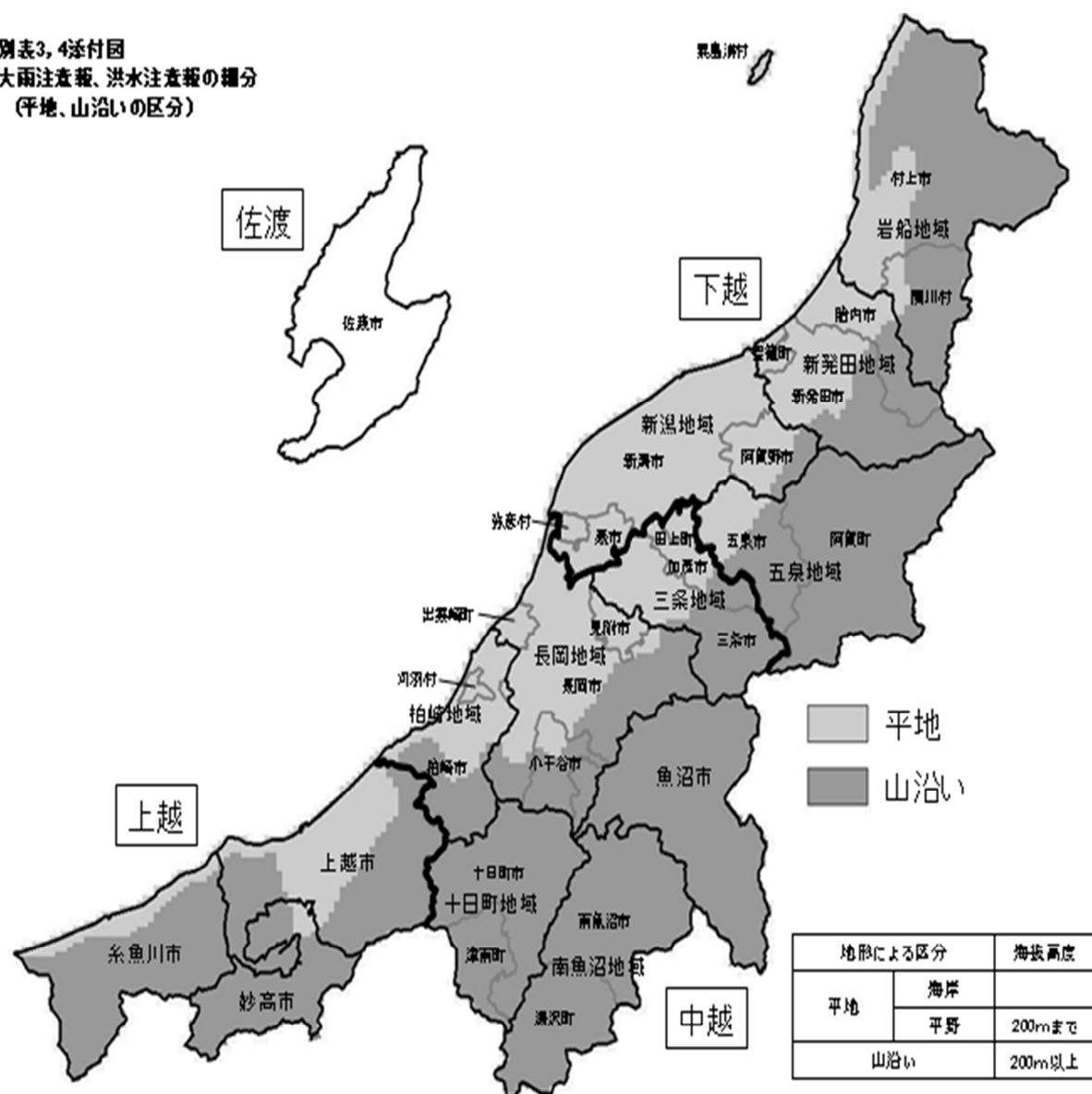
（別表3）高潮警報・注意報基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村	潮位	
下越	新発田地域	新発田市	警報 1.3m	注意報 1.0m

別表1, 2添付図
大雨警報、洪水警報の細分
(平坦地、平坦地以外の区分)



別表3, 4添付図
大雨注意報、洪水注意報の細分
(平地、山沿いの区分)



水位周知・水防警報の例示

通知	内 容	種 類		号 数	
○	水 位 周 知	加 治 川	はん	第	号
○	水 防 警 報	岡田観測所 出動	区間:	出動	第 号

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分 発表

No.	内容	基準水位(流量)観測所		岡田観測所								
		堤防天端(流量)		17.37	m		m				m	
		はん濫危険水位 ※1(流量)		16.18	m		m				m	
		避難判断水位 ※2(流量)		15.30	m		m				m	
		はん濫注意水位 ※3(流量)		14.30	m		m				m	
		水防団待機水位 ※4(流量)		13.80	m		m				m	
1	雨量情報	累計雨量 [内の倉ダム] 観測所では、 〇 日 〇 時 〇 分現在で 〇 mmに達しました。										
		時間雨量 [内の倉ダム] 観測所では、 〇 日 〇 時～ 〇 時の1時間で、 〇 mmを観測しました。										
		現在は、強い雨が降り続いています。										
2	水位情報	現在の水位(流量)	[岡田] 観測所では、 〇 日 〇 時 〇 分現在で 〇 m (m ³ /s) です。									
			はん濫危険水位を越え、堤防天端まであと 〇 mです。									
			現在は、上昇中です。 水位変動量は1時間あたり 〇 m程度です。									
			[] 観測所では、 日 時 分現在で m (m ³ /s) 堤防天端まであと mです。									
		現在は、 水位変動量は1時間あたり m程度です。										
		[] 観測所では、 日 時 分現在で m (m ³ /s) 堤防天端まであと mです。										
		現在は、 水位変動量は1時間あたり m程度です。										
3	水防機関伝達	水防機関は、出動し、堤防その他を見廻り、嚴重に警戒して下さい。										
4	ダム情報	[内の倉] ダムは、 〇 日 〇 時 〇 分に 洪水警戒体制にはいりました。										
5	防等情報	堤防は、 で 地先名は、次のとおりです。										
6	避難指示等	避難指示の目安となる水位を超過していますので、避難指示の発表を検討してください。										
伝達確認	通知先	新発田市地域安全課			聖籠町生活環境課						河川管理課	
	電話番号	0254-28-9510(直通)			0254-27-2111(内281)						025-280-5414	
	通報者											
	受報者											
		通報(受報)時刻	時 分		時 分		時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	

〔問い合わせ先〕

新発田市の避難情報：新発田市地域安全課 0254-28-9510

聖籠町の避難情報：聖籠町生活環境課 0254-27-2111

河川情報： 新発田地域振興局地域整備部治水課 0254-22-5113

〔警戒レベル〕

レベル	水 位	内 容
5		はん濫発生 はん濫への警戒を求める段階
4	※1	はん濫危険水位 (堤防警戒水位) はん濫してもおがしくない状態 避難準備のはん濫発生に対する警戒を求める段階
3	※2	避難判断水位 避難準備等のはん濫発生に対する警戒を求める段階
2	※3	はん濫注意水位 (警戒水位) はん濫の発生に対する注意を求める段階 水防団が、出動する目安となる水位です
1	※4	水防団出動水位 (警戒水位) 水防団が体制を整える段階

「ダムのただし書き操作」

異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。

3 水防警報（津波）

発表番号 1 号		平成 年 月 日 時 分		新 発 田 地 域 振 興 局		
水防警報（出動）						
【発 表】						
〇〇川、××川においては津波遡上による被害について パトロールを実施し、必要な水防活動を行ってください。						
各市町における水防警報（津波）に該当する河川は以下のとおりです。						
河川名	対象市町村					
	新発田市	聖籠町	胎内市			
胎内川						
加治川						
◎…待機 ●…出動 ×…解除						
【現 況】						
新潟県に発表されていた、津波警報 が 日 時 分 に解除されました。						
【被災状況】						
【特 記】						
<問い合わせ先>						
新発田市の避難状況：新発田市地域安全課		0254-22-3030（代表）				
聖籠町の避難状況：聖籠町生活環境課		0254-27-2111（代表）				
胎内市の避難状況：胎内市総務課		0254-43-6111（代表）				
河川情報：新発田地域整備部治水課		0254-22-5113（直通）				
伝達確認	通 知 先	新発田市 地域安全課	聖籠町 生活環境課	胎内市 総務課	河川管理課	
	電 話 番 号	0254-28-9510(直) 0254-22-3030(代)	0254-27-1962(直) 0254-27-2111(代)	0254-43-6102(直) 0254-43-6111(代)	025-280-5414	
	通 報 者					
	受 信 者					
	通報（受信）時刻					

発 表 番 号 2 号		平 成	年	月	日	時	分
		新 発 田 地 域 振 興 局					

水防警報（解除）

【発 表】

水防活動を必要とする状況は解消したものと認められるので、
水防警報を解除します。

水防警報(津波)を下記の河川に発表します。

河川名	対象市町村				
	新発田市	聖籠町	胎内市		
胎内川					
加治川					

◎…待機 ●…出動 ×…解除

【現 況】

新潟県に発表されていた、津波警報 が 日 時 分 に解除されました。

【被災状況】

【特 記】

<問い合わせ先>

新発田市の避難状況:新発田市地域安全課	0254-22-3030(代表)
聖籠町の避難状況:聖籠町生活環境課	0254-27-2111(代表)
胎内市の避難状況:胎内市総務課	0254-43-6111(代表)
河川情報:新発田地域整備部治水課	0254-22-5113(直通)

伝達確認	通 知 先	新発田市 地域安全課	聖籠町 生活環境課	胎内市 総務課		河川管理課
	電 話 番 号	0254-28-9510(直) 0254-22-3030(代)	0254-27-1962(直) 0254-27-2111(代)	0254-43-6102(直) 0254-43-6111(代)		025-280-5414
	通 報 者					
	受 信 者					
	通報(受信)時刻					

4 水防（巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況）報告

水防〔巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況〕報告			
報告者機関名			No.
種別	通 報 の 内 容		
① 巡視 出動 状況	____日 〔午前〕 ____時 ____分 〔頃から〕 ____川 〔左岸〕 ____ 〔市町〕 ____地元 〔へ〕 ____が ____名 〔イ、出動し河川の巡視を、ロ、被災ケ所にむけ、出動します。〕 〔ハ、実施します。ニ、実施中です。ホ、実施した。〕 巡視所見等連絡事項		
② 水 防 作 業 状 況	水防作業 〔イ、を実施します。ロ、を実施中です。ハ、を実施した。ニ、は実施していません。〕 ____日 〔午前〕 ____時 ____分 〔頃から〕 ____川 〔左岸〕 ____ 〔市町〕 ____地元で ____が ____名より 水防工法 〔____を____〕 数 量 〔____〕 です。 資材の要請、見通し等連絡事項		
③ 被災 状況 と 要 請 事 項	____日 〔午前〕 ____時 ____分 ____川 〔左岸〕 ____ 〔市町〕 ____地先 (河川距離標 km) において 〔イ、堤防ロ、護岸ハ、____水門、樋門、樋管ニ、____〕 〔が____の____から〕 〔ホ、破堤ハ、越水ト、欠損チ、法くずれリ、先屈ヌ、漏水ル、____〕 〔オ、する恐れがある。ワ、____m ____ヶ所発生した。カ、している。コ、____〕 要請事項等 〔注〕通信連絡では、欠壊と決壊の区別がつかないので、決壊の場合は「破堤」ということ。 また欠壊の場合は、具体的に「〇〇欠壊」しているということ。		

回 覧			
④ 一 般 被 害 状 況	____日 〔午前〕 ____時現在 ____ 〔市町〕 ____地区の人的被害は、 死者 ____名、行方不明者 ____名、重軽傷者 ____名です。 住家の被害は、全壊、主失、半壊 ____戸で 床上浸水 ____戸、床下浸水 ____戸です。浸水面積は 宅地 ____ha、田畑等 ____haです。 なお 〔イ、現在の被害が増大しています。ロ、調査が進めばさらに被害が増えるものと思われます。ハ、減水ははじめましたので、今後は、被害の増大はないものと思われます。ニ、____〕		
⑤ 避 難 状 況	〔市町〕 ____地区住民は ____日 〔午前〕 ____時 ____分 〔イ、に出された____の避難指示によりロ、____警察署の避難命令によりハ、自主的に____〕 ____名 ____名 ____名 ____名 〔ニ、避難ははじめました。ホ、避難しています。ヘ、避難を終了しました。〕		
⑥ 受 報 ・ 通 報 の 確 認	受 報 者	相 手 方 連 絡 者	受 報 時 刻
通 報 者			日 〔午前〕 ____時 ____分
	通 報 者	相 手 方 受 報 者	受 報 時 刻
			日 〔午前〕 ____時 ____分
			日 〔午後〕 ____時 ____分
			日 〔午前〕 ____時 ____分
			日 〔午後〕 ____時 ____分

○ 水防警報を発表しない場合の処置

河川水位と気象状況の関係等により、水防警報を発表しない場合は(1)を参照して、河川水位の状況を関係機関に周知すること。

出 水 状 況 発 表				
出水状況	種 類	河 川	基準水位観測所	発 表 番 号
	状 況	加 治 川	岡田観測所	
○ 月 ○ 日 ○○時○○分 新発田地域整備部発表				
加治川水防警報は、発表しません。				
昨夜からの降雨により、水位が上昇しています。○時○○分に岡田観測所でははんら				
ん注意水位（警戒水位）に達しましたが、雨は次第に小降りになって来ており、上流で				
は減水する模様であります。このため、要水防箇所について検討の結果、この程度の水				
位では、水防の必要がないと判断して、水防警報を発表しないことを情報提供します。				

※この様式は、上流域の降雨や水位の状況より、水位が水防団待機水位に達していても水防警報を発表しない場合に使用する様式である。

5 水防活動報告書

第1号様式										水 防 活 動 報 告 書										作成者	
										水防管理団体名										住 所	
																				氏 名	
出 水 の 概 況				川		警戒水位 雨 量		m mm													
水 防 実 施 箇 所				川		左 右岸		地先		m											
日 時		自 月 日 時		至 月 日 時																	
出 動		水 防 団 員		消 防 団 員		そ の 他		合 計													
人 員		人		人		人		人													
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法		箇 所																			
		工 法																			
水 防 の 結 果	堤 防		田		畑		家		鉄 道		道 路		人 口		その他						
	効 果		m		㎡		㎡		戸		m		m		人						
	被 害		m		㎡		㎡		戸		m		m		人						
使 用 資 器 材	か ま す 、 俵												居住者の出動状況								
	麻 袋 、 土 俵																				
	な わ												水防関係者の死傷								
	丸 太																				
	そ の 他												雨量水位の状況								
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考																					

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

6 水防活動実施報告書

第2号様式

水 防 活 動 実 施 報 告 書													
											自	年	月
新 潟 県											至	年	月
区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備 考			
	団 体 数	活 動 延 員 人	主 要 資 材 円	そ の 他 資 材 円	計 円	団 体 数	使 用 資 材 費						
							主 要 資 材 円	そ の 他 資 材 円	計 円				
県（都道府）分 前 回 迄	—	—	円	円	円								
月 分	—	—											
月 分	—	—											
月 分	—	—											
小 計	—	—											
累 計	—	—											
水 防 管 理 団 体 分 前 回 迄													
月 分	()												
月 分	()												
月 分	()												
小 計													
累 計								円	円	円			

7 水防関係機関連絡先

機関名	所在地	課等名	電話番号 FAX 番号
新潟県 (水防本部)	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1	代表	025-285-5511 025-283-6517
		河川管理課	025-280-5414 025-283-6517
		河川整備課	025-280-5419 025-280-5376
		道路管理課	025-280-5400 025-284-5096
		砂防課	025-280-5424 025-285-9724
		港湾整備課	025-280-5468 025-285-9375
		監理課	025-280-5383 025-285-3572
		漁港課	025-280-5317 025-285-6150
		危機対策課	025-282-1638 025-282-1640
新発田地域振興局	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	治水課 時間外（警備員室） FAX	22-5113 26-9026 26-6449
		ダム管理課	26-9569 24-0403
	〒957-0345 新発田市小戸	内の倉ダム	28-2259
	〒957-0462 新発田市滝谷	加治川治水ダム	28-2556
国土交通省	〒100-8944 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3		03-3580-4311
北陸地方整備局	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1		025-280-8880
新潟地方気象台	〒950-0908 新潟市中央区美咲町 1-2-1	防災業務課 観測予報課	025-281-5872 025-281-5871
陸上自衛隊 第 30 普通科連隊	〒957-0052 新発田市大手町 6-4-16		22-3151
J R 東日本新潟支社	〒950-0086 新潟市中央区花園 1-1-5	設備部企画課	025-248-5170
新発田警察署	〒957-0053 新発田市中央町 4-2-4		23-0110 26-6161
新発田地域広域事務組合 消防本部	〒957-0063 新発田市新栄町 1-8-31		22-1119 26-6600
加治川第 1 頭首工	〒957-0465 新発田市大槻 421		28-5103
加治川第 2 頭首工	〒957-0004 新発田市西名柄 233		23-2589
加治川沿岸土地 改良区連合	〒957-0016 新発田市豊町 3-2408		26-5671 22-4818
新発田川放水路管理所	〒957-0124 聖籠町蓮野	潮止堰 (聖籠大堰)	27-1841

8 管内水防関係器材調書

(1) 水防倉庫及び水防用資器材備蓄調

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管 理 団体名	水防資材器材							
		郡市	町村	大字			布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄線	蛇籠	ビニールシート
					枚								
加治川	自	新発田		中田町	新発田市	26,200		240	250	150		650	40
	自	新発田		江 口	新発田市	4,000	50	20		25			5
	自	新発田		下新保	新発田市	1,200	100	20	190	30			20
	自	新発田		岡田左岸	新発田市	1,200		12	130	5			14
	自	新発田		島 潟	新発田市	3,200		36	240	15		42	19
	自	新発田		長 畑	新発田市	2,000		16	100	50			10
	自	新発田		大 友	新発田市	3,500	100	20	250	50			17
	自	新発田		下高関	新発田市	2,000		20	112	20			35
	自	新発田		岡田右岸	新発田市	1,450		16	235	5			18
	自	新発田		小 松	新発田市	2,000	50	168	450	5			19
	自	新発田		押廻中川	新発田市	2,000	30	8	300	50			35
	(小計)					51,750	330	776	2,557	445		695	272
坂井川	自	新発田		菅 谷	新発田市	5,700		11	100				12
	自	新発田		北中江	新発田市	1,350		20	281	11			7
	自	新発田		早道場小邑	新発田市	800		20	217	10			11
	(小計)					7,850		51	598	23			30
姫田川	自	新発田		早道場	新発田市	1,500		12	180	7			16
	(小計)					1,500		12	180	7			15
太田川	自	新発田		佐々木	新発田市	5,700		28	165	50		1	8
	(小計)					5,700		28	165	50		1	8
荒川川 小島川	自	新発田		本田	新発田市	2,000			300				
	(小計)					2,000			300				
大田川 松岡川	自	新発田		乙次	新発田市	4,100			110			3	
	(小計)					4,100			110			3	
見透川 貝屋川	自	新発田		金塚	新発田市	2,000	150	300	200	20		3	30
	(小計)					2,000	150	300	200	20		3	30
		合計①				74,900	480	1,167	4,110	556		702	356

県有	新発田地域振興局（新発田市）合計②	5,350	136	20		750		82	70
	市内備蓄合計（①+②）	80,250	616	1,187	4,110	1,306		784	426

※県有については一覧以外に 鉄製杭：307 本 T字マット：2 枚 吸着マット：1,010 枚
鉄パイプ：40 本 ジャボ土のう：552 枚 オイルフェンス 100mなどの備蓄あり

水防資材器材														
カケヤ	ロープ	ハンマー	ツルハシ	鍬	オノ	鎌	ペンチ	鋸	ナタ	シノ	カッター	照明器具	一輪車	タコ
丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	ケ
16	10	13	2		4	4	1	5	1		10	15	10	
3	2					4	4	3	4	2			5	3
5	2	4	3	2	2	2	4	1	2	3			2	4
2		5	3	4	4	8		2	1	2			1	3
2	2		1	1		2	2			2			1	8
2			1			2	1			2			1	4
3	2	5	1	1	3	3	3	2	2				2	3
3	2	10	10	7	4		6	7	3				1	2
3	6	5	2	3	2	8			2				1	3
4	2	8	4	5	1	2	2	1	1	2			2	4
5	2	2	7	4	4	2	1	3	1	2			2	2
51	37	52	44	37	34	48	32	34	21	15	10	15	31	43
4	2					3	2	2	1	2				
1		10	6	4	3	4	2	6					1	4
2	2	6	3	5	2	17	4	9	2	2				3
7	4	16	9	9	5	24	8	17	3	4			1	7
3	2	11	3	5	1	2	2	3	3				1	3
3	2	11	3	5	1	2	2	3	3				1	3
5	2					3	2	2	1	2				
5	2					3	2	2	1	2				
													1	
													1	
2		9	3		2	4	2	2	4				1	1
2		9	3		2	4	2	2	4				1	1
68	45	88	59	51	42	81	46	58	32	21	10	15	35	54
6	20	6	6			7	8	2	4	8	4	3	11	
74	65	94	65	51	42	88	54	60	36	29	14	18	46	54

(2) 水防資材の調達

水防資材確保のため、下記の水防資材取扱業者とあらかじめ、契約しておくものとする。

なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。

その場合は、その旨を水防管理者あてに報告するものとする。

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
東海物産(株)新潟支店 新発田営業所	新発田市島潟 203-1	22-4171	ビニール袋類
(株)岩村組	新発田市稲荷岡 794	0254-41-2072	布袋類、スコップ、 縄
田村商店	新発田市大栄町 7-2-7	22-2492	玉縄
(株)伊藤材木店	新発田市島潟 1183-1	22-2983	杭、長縄、丸太
(株)伊藤組	新発田市島潟 1273-1	22-4176	砂、砂利、栗石
(株)石井組	新発田市小舟町 1-7-1	22-3261	山砂
(株)関川産業	新発田市日渡 112	27-2151	番線、スコップ類
田辺金物店	新発田市住吉町 1-2-3	22-2201	スコップ類他

(注) 上記記載業者の他、水防資材調達業者は、原則市の物品の調達等を選定するもの。

令和 7 年度 新発田市水防計画	
発行・編集	新発田市地域安全課消防防災係 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号 TEL (0254) 28-9510 FAX (0254) 24-9005 E-mail anzen@city.shibata.lg.jp